

警察署の下部機構に関する規則

昭和29年 7月21日

宮城県公安委員会規則第4号

警察署の下部機構に関する規則を次の通り定める。

警察署の下部機構に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条の規定に基き、警察署の下部機構の細目的事項を定めることを目的とする。

(警察署の下部機構)

第2条 警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置く。

2 警察本部長は、前項に規定するもののほか、検問、警備等のため臨時に交番その他の派出所を置くことができる。

(交番等の名称及び位置)

第3条 交番の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 駐在所の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

3 警備派出所の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

(受持区域)

第4条 交番及び駐在所の受持区域は、別表第4のとおりとする。

2 警備派出所の警備区域は、別表第5のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則の実施に関し、必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則（昭和41年11月1日公安委員会規則第9号）

1 この規則は、昭和41年11月1日から施行する。

2 従前の附則は、すべて削る。

附 則（昭和41年12月13日公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年12月5日公安委員会規則第18号）

この規則は、昭和42年12月5日から施行する。

附 則（昭和43年6月25日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年6月25日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月22日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和43年10月22日から施行する。

附 則（昭和43年12月24日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年7月22日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和44年7月22日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年8月12日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和44年8月12日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月30日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月9日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和45年6月9日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年8月7日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和45年8月7日から施行する。

附 則（昭和45年11月10日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和45年11月10日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月2日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和46年3月2日から施行する。ただし、鳴子警察署の項は昭和45年12月17日から適用する。

附 則（昭和46年4月30日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和46年4月30日から施行し、昭和46年3月1日から適用する。

附 則（昭和47年2月1日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和47年2月1日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2の改正条項については、昭和46年11月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月28日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和47年4月28日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年10月20日公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和47年10月20日から施行し、昭和47年8月10日から適用する。

附 則（昭和47年12月8日公安委員会規則第11号）

この規則は、昭和47年12月8日から施行し、昭和47年11月25日から適用する。

附 則（昭和48年12月21日公安委員会規則第10号）

この規則は、昭和48年12月21日から施行する。

附 則（昭和49年8月27日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和49年8月27日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年9月10日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月7日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和50年10月21日から施行する。

附 則（昭和50年12月19日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和50年12月19日から施行する。

附 則（昭和51年5月4日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和51年5月4日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則（昭和51年9月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和51年9月28日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月24日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年8月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月28日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月22日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月3日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年10月9日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月22日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年9月30日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年11月15日公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和55年11月15日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年12月4日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月28日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月26日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月21日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和59年12月21日から施行する。

附 則（昭和60年2月12日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年11月29日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年11月14日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月31日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月15日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年2月23日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月4日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月29日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第4の古川警察署の項の規定は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月26日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成3年3月22日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月10日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月12日から適用する。

附 則（平成4年3月6日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成4年3月6日から施行する。

附 則（平成4年3月31日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月18日公安委員会規則第11号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月25日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成6年3月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成6年3月29日から施行する。

附 則（平成6年10月28日公安委員会規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

（宮城県道路交通規則の一部改正）

2 宮城県道路交通規則（昭和35年公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成7年3月17日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成7年3月24日から施行する。

附 則（平成7年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成7年3月31日から施行する。

附 則（平成7年4月11日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成7年4月11日から施行する。

附 則（平成8年3月8日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成8年3月12日から施行する。

附 則（平成8年3月26日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成8年3月27日から施行する。

附 則（平成8年4月9日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成8年4月9日から施行する。

附 則（平成8年4月23日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成8年4月24日から施行する。

附 則（平成8年10月1日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月7日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2鳴子同の頃の改正規定は平成9年2月12日から施行する。

附 則（平成9年2月20日公安委員会規則第2号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1仙台北同の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第2角田同の項の改正規定及び同表佐沼同の項の改正規定 平成9年2月21日

(3) 別表第2若柳同の項の改正規定（

尾	松	同	栗駒町稲屋敷上九戸26番
---	---	---	--------------

）

地 1 を 「 尾 松 同 栗駒町稲屋敷大鳥13番 4

」に改める部分に限る。） 平成 9 年 2 月 22 日

(4) 別表第 2 泉同の項の改正規定 平成 9 年 2 月 24 日

(5) 別表第 2 若柳同の項の改正規定 (「 尾 松 同 栗駒町稲屋敷上九戸26番

地 1 を 「 尾 松 同 栗駒町稲屋敷大鳥13番 4

」に改める部分を除く。） 平成 9 年 3 月 20 日

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日公安委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 5 日公安委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 9 年 12 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 5 日公安委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 10 年 3 月 5 日から施行する。ただし、別表第 2 仙台北同の項の改正規定は平成 10 年 3 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 20 日公安委員会規則第 6 号)

この規則中別表第 2 気仙沼同の項の改正規定は平成 10 年 3 月 20 日から、同表仙台東同の項の改正規定は平成 10 年 3 月 23 日から、その他の改正規定は平成 10 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 4 月 3 日公安委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 5 日から施行する。ただし別表第 2 築館同の項の改正規定は平成 10 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 4 月 10 日公安委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 12 月 11 日公安委員会規則第 12 号)

この規則は、平成 10 年 12 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 1 月 22 日公安委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 11 年 1 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 12 日公安委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 11 年 3 月 12 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 11 年 3 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 30 日公安委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 河北同の項の改正規定は平成 11 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 5 月 11 日公安委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 11 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 2 月 4 日公安委員会規則第 3 号)

この規則は、平成12年2月4日から施行する。

附 則（平成12年3月7日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成12年3月8日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成12年3月9日から施行する。

附 則（平成12年3月31日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月9日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成12年5月9日から施行する。

附 則（平成13年2月9日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成13年2月9日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成13年2月21日から施行する。

附 則（平成13年3月13日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成13年3月14日から施行する。

附 則（平成13年3月16日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成13年3月26日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

「

宮 町 同	同 同	宮町四丁目4番13号
-------	-----	------------

」を

「

宮 町 同	同 同	宮町四丁目2番43号
-------	-----	------------

」に

改める部分は、平成13年3月16日から、別表第2の改正規定中

「

吉 田 同	同	吉田字魚板15番3
-------	---	-----------

」を

「

吉 田 同	同	吉田字柿木54番地の3
-------	---	-------------

」に

改める部分は、平成13年3月19日から施行する。

附 則（平成13年6月29日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年8月31日公安委員会規則第16号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成13年10月2日公安委員会規則第17号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の改正規定中

「

菅 谷 同	利府町飯土井字長者前9番地1
-------	----------------

」を

「

菅 谷 同	利府町菅谷台三丁目1番地1
-------	---------------

」に

改める部分 公布の日

(2) 別表第2の改正規定中

	小野田 同	小野田町字町屋敷2番5の1	を
--	-------	---------------	---

	小野田 同	小野田町字長壇49番地6	に
--	-------	--------------	---

改める部分 平成13年10月10日

附 則（平成13年12月28日公安委員会規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月15日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成14年3月18日から施行する。

附 則（平成14年9月24日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年2月21日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成15年2月25日から施行する。

附 則（平成15年3月3日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

附 則（平成15年3月31日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月1日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月17日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（仙台北同の項中木町通 同の部分に限る。）は、同年3月22日から施行する。

附 則（平成16年6月25日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成16年6月27日から施行する。

附 則（平成16年9月3日公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月24日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成16年12月27日から施行する。

附 則（平成17年2月1日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成17年2月14日から施行する。

附 則（平成17年2月15日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成17年2月17日から施行する。

附 則（平成17年2月25日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日公安委員会規則第11号）
この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月27日公安委員会規則第13号）
この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月27日公安委員会規則第18号）
この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 2 月10日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 2 月28日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成18年 3 月 6 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 3 日公安委員会規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月10日公安委員会規則第 4 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月14日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、平成18年 3 月15日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日公安委員会規則第 6 号）
この規則は、平成18年 3 月27日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日公安委員会規則第 7 号）
この規則は、平成18年 3 月27日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日公安委員会規則第 9 号）
この規則中第 1 条の規定は平成18年 3 月31日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日
から施行する。

附 則（平成18年 4 月28日公安委員会規則第15号）
この規則は、平成18年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成18年10月20日公安委員会規則第17号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 1 月30日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成19年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 2 日公安委員会規則第 3 号）
この規則は、平成19年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月29日公安委員会規則第12号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月18日公安委員会規則第 4 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定、別表第 2 の改正規

定（	塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目 7 番70号
		南宮駐在所	多賀城市山王字前田12番地の 4

「

を

塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目7番70号
-------	-------	----------------

 に

改める部分に限る。)及び別表第4の改正規定(塩釜警察署の表多賀城交番の項の次に南宮交番の項を加える部分及び同表南宮駐在所の項を削る部分に限る。)は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は公布の日から施行する。

附 則(平成21年公安委員会規則第8号)

この規則は、平成21年9月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定(気仙沼警察署の表本吉駐在所の項の改正規定(「狩猟」の次に「、川原」を加える部分を除く。)及び大谷駐在所の項の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月17日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月11日公安委員会規則第6号)

この規則中別表第4の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成23年3月18日から施行する。

附 則(平成24年4月6日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月15日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3及び別表第5の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月18日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年8月8日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成26年8月12日から施行する。

附 則(平成26年10月28日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成26年10月29日から施行する。

附 則(平成27年3月20日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中

「

小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地6
-------	-------------------

 を

「

小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地14
-------	--------------------

 に

改める部分及び

白川駐在所	白石市白川津田字寺下 8 番地	を
白川駐在所	白石市白川津田字越田前126番地52	に

改める部分は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月 7 日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成27年 8 月10日から施行する。

附 則（平成27年12月24日公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 4 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定中仙台東警察署の表及び岩沼警察署の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 7 月15日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月 7 日公安委員会規則第13号）

この規則中別表第 4 の改正規定（大和警察署の表の改正規定を除く。）は公布の日から、別表第 1 の改正規定及び別表第 4 の改正規定（大和警察署の表の改正規定に限る。）は平成28年10月10日から施行する。

附 則（平成28年12月16日公安委員会規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 1 月27日公安委員会規則第 2 号）

この規則中別表第 4 の改正規定は平成29年 1 月28日から、別表第 1 の改正規定は同年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月30日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 9 月 1 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月24日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月15日公安委員会規則第11号）

この規則中別表第 4 の改正規定は公布の日から、別表第 1 の改正規定は平成29年12月21日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 2 日公安委員会規則第 3 号）

この規則中別表第 1 の改正規定及び別表第 4 の改正規定は平成30年 2 月 5 日から、別表第 2 の

改正規定は同月17日から施行する。

附 則（平成30年 3月23日公安委員会規則第 5号）

この規則中別表第 4 の改正規定は公布の日から、別表第 2 南三陸警察署の項の改正規定は平成30年 3月24日から、同表亙理警察署の項の改正規定は同年 4月 1日から、同表石巻警察署の項の改正規定は同月 9日から施行する。

附 則（平成30年 7月13日公安委員会規則第 9号）

この規則中別表第 4 の仙台南警察署の表の改正規定は公布の日から、別表第 4 の泉警察署の表の改正規定は平成30年 7月23日から施行する。

附 則（平成31年 2月22日公安委員会規則第 3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成31年10月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月22日公安委員会規則第 5号）

この規則中別表第 4 石巻警察署の項の改正規定及び同表遠田警察署の項の改正規定は公布の日から、別表第 2 気仙沼警察署の項の改正規定及び別表第 4 気仙沼警察署の項の改正規定は平成31年 3月25日から、別表第 2 河北警察署の項の改正規定及び別表第 4 河北警察署の項の改正規定は同年 4月 1日から施行する。

附 則（令和元年10月11日公安委員会規則第12号）

この規則中別表第 1 石巻警察署の項の改正規定、別表第 2 石巻警察署の項の改正規定及び別表第 4 石巻警察署の表の改正規定は令和元年10月17日から、別表第 1 仙台東警察署の項の改正規定、別表第 2 仙台東警察署の項の改正規定及び別表第 4 仙台東警察署の表の改正規定は同月25日から施行する。

附 則（令和 2年 3月27日公安委員会規則第 2号）

この規則中別表第 1 の改正規定及び別表第 4 の改正規定は公布の日から、別表第 2 佐沼警察署の項の改正規定は令和 2年 4月 6日から、別表第 2 南三陸警察署の項の改正規定は令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 3月26日公安委員会規則第 2号）

この規則中別表第 4 岩沼警察署の表の改正規定、別表第 4 石巻警察署の表の改正規定及び別表第 4 亙理警察署の表の改正規定（浜吉田駅前駐在所の項及び荒浜駐在所の項に限る。）は公布の日から、別表第 2 の改正規定、別表第 4 南三陸警察署の表の改正規定及び別表第 4 亙理警察署の改正規定（山下駐在所の項及び山下駅前駐在所の項に限る。）は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 7月30日公安委員会規則第 6号）

この規則中別表第 4 の改正規定は公布の日から、別表第 2 の改正規定は令和 3年 8月 2日から施行する。

附 則（令和 4年 4月 1日公安委員会規則第 7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日公安委員会規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（気仙沼警察署の部階上駐在所の項及び本吉駐在所の項に限る。）、別表第4仙台中央警察署の表の改正規定、別表第4泉警察署の表の改正規定（泉交番の項及び鶴が丘駐在所の項を除く。）、別表第4石巻警察署の表の改正規定及び別表第4亘理警察署の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月22日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月12日公安委員会規則第2号）

この規則中別表第2遠田警察署の項の改正規定及び別表第4遠田警察署の表の改正規定は公布の日から、別表第2大和警察署の項の改正規定及び別表第4大和警察署の表の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

交番の名称及び位置

警察署名	名称	位置
仙台中央警察署	国分町交番	仙台市青葉区国分町二丁目9番23号
	仙台駅交番	仙台市青葉区中央一丁目1番1号
	本町交番	仙台市青葉区本町二丁目21番2号
	東二番丁交番	仙台市青葉区一番町二丁目1番3号
	五橋交番	仙台市青葉区五橋一丁目6番8号
	大町交番	仙台市青葉区桜ヶ岡公園1番1号
仙台南警察署	長町交番	仙台市太白区長町南一丁目1番22号
	郡山交番	仙台市太白区郡山四丁目8番21号
	南仙台交番	仙台市太白区中田五丁目3番20号
	東中田交番	仙台市太白区袋原六丁目1番2号
	八木山交番	仙台市太白区八木山香澄町3番31号
	西多賀交番	仙台市太白区富沢二丁目20番17号
	山田交番	仙台市太白区山田上ノ台町7番77号
仙台北警察署	木町通交番	仙台市青葉区木町通一丁目7番47号
	八幡交番	仙台市青葉区八幡三丁目1番54号
	宮町交番	仙台市青葉区宮町四丁目2番43号
	小松島交番	仙台市青葉区小松島四丁目7番10号
	通町交番	仙台市青葉区青葉町6番1号
	荒巻交番	仙台市青葉区荒巻本沢二丁目11番6号
	双葉ヶ丘交番	仙台市青葉区双葉ヶ丘一丁目45番10号
	中山交番	仙台市青葉区中山三丁目20番17号
	愛子交番	仙台市青葉区落合二丁目11番5号
	南吉成交番	仙台市青葉区吉成一丁目2番30号
仙台東警察署	仙台駅東口交番	仙台市宮城野区榴岡二丁目1番17号
	総合グラウンド前交番	仙台市宮城野区宮城野二丁目11番6号
	苦竹交番	仙台市宮城野区苦竹一丁目7番1号
	東仙台交番	仙台市宮城野区東仙台二丁目18番36号

	幸町交番	仙台市宮城野区大槻11番10号
	高砂交番	仙台市宮城野区福室二丁目5番14号
	鶴ヶ谷交番	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の2
	仙台港交番	仙台市宮城野区中野五丁目6番18号
泉警察署	泉交番	仙台市泉区七北田字東裏29番地
	長命ヶ丘交番	仙台市泉区长命ヶ丘二丁目22番地の11
	将監交番	仙台市泉区将監八丁目1番1号
	寺岡交番	仙台市泉区寺岡一丁目25番地の5
	南光台交番	仙台市泉区南光台七丁目1番1号
	向陽台交番	仙台市泉区向陽台五丁目20番13号
	根白石交番	仙台市泉区根白石字下町42番地の18
若林警察署	若林中央交番	仙台市若林区遠見塚二丁目12番12号
	卸町交番	仙台市若林区卸町四丁目3番地の1
	連坊交番	仙台市若林区連坊二丁目2番46号
	河原町交番	仙台市若林区舟丁64番地の13
	荒井交番	仙台市若林区荒井二丁目2番地の14
	六郷交番	仙台市若林区六郷2番1号
塩釜警察署	尾島町交番	塩釜市港町二丁目9番7号
	塩釜駅前交番	塩釜市東玉川町7番3号
	新浜町交番	塩釜市新浜町一丁目6番28号
	利府交番	宮城郡利府町中央三丁目10番地4
	多賀城交番	多賀城市中央三丁目1番1号
	南宮交番	多賀城市山王字前田12番地の4
	七ヶ浜交番	宮城郡七ヶ浜町湊浜一丁目2番地の6
	松島交番	宮城郡松島町松島字浪打浜6番地の1
岩沼警察署	署所在地交番	岩沼市末広二丁目1番23号
	増田交番	名取市増田五丁目18番30号
	高館交番	名取市高館吉田字長六反130番地の3
	館腰交番	名取市植松四丁目18番10号
	署所在地交番	黒川郡大和町吉田字北谷地27番地の1

大和警察署	富谷交番	富谷市富谷高屋敷50番地 1
	成田交番	富谷市成田四丁目28番地17
石巻警察署	石巻駅前交番	石巻市穀町13番 8 号
	中里交番	石巻市南中里三丁目15番31号
	湊交番	石巻市伊原津二丁目 1 番23号
	蛇田交番	石巻市恵み野一丁目 8 番地 1
	大街道交番	石巻市築山一丁目 1 番65号
	女川交番	牡鹿郡女川町女川一丁目 1 番地 3
	矢本交番	東松島市矢本字河戸33番地 1
	渡波交番	石巻市さくら町五丁目 7 番地 2
気仙沼警察署	気仙沼中央交番	気仙沼市本町一丁目 2 番32号
佐沼警察署	署所在地交番	登米市迫町佐沼字中江五丁目11番地 5
	中田交番	登米市中田町宝江黒沼字下道72番地12
登米警察署	署所在地交番	登米市登米町寺池目子待井265番地
河北警察署	署所在地交番	石巻市相野谷字杉ヶ崎20番地
南三陸警察署	署所在地交番	本吉郡南三陸町志津川字塩入176番地 2
古川警察署	古川駅前交番	大崎市古川駅前大通二丁目 6 番13号
	古川西交番	大崎市古川飯川字熊野 3 番地
	三本木交番	大崎市三本木蟻ヶ袋字混内山 1 番地 7
	鹿島台交番	大崎市鹿島台平渡字上戸12番地 4
遠田警察署	署所在地交番	遠田郡美里町藤ヶ崎一丁目81番地
	涌谷幹部交番	遠田郡涌谷町字柳町17番地10
若柳警察署	署所在地交番	栗原市若柳字川北原畑 4 番地 4
	栗駒交番	栗原市栗駒岩ヶ崎下小路62番地 2
築館警察署	署所在地交番	栗原市築館字留場中田201番地 2
鳴子警察署	署所在地交番	大崎市鳴子温泉字車湯92番地12
	岩出山交番	大崎市岩出山字二ノ構138番地
加美警察署	署所在地交番	加美郡加美町字町裏103番地 1
大河原警察署	大河原駅前交番	柴田郡大河原町大谷字町向116番地 3
	柴田交番	柴田郡柴田町船岡東四丁目 6 番 5 号

白石警察署	白石駅前交番	白石市字沢目15番地21
角田警察署	署所在地交番	角田市角田字扇町5番地7
	丸森交番	伊具郡丸森町字烏屋30番地2
亶理警察署	署所在地交番	亶理郡亶理町字旧館61番地21

別表第2（第3条関係）

駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
仙台中央警察署	亀岡駐在所	仙台市青葉区川内亀岡町48番地
仙台南警察署	生出駐在所	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中23番地の3
	茂庭台駐在所	仙台市太白区茂庭台四丁目1番1号
	湯元駐在所	仙台市太白区秋保町湯向29番地の21
仙台北警察署	桜ヶ丘駐在所	仙台市青葉区桜ヶ丘六丁目19番1号
	熊ヶ根駐在所	仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四14番地の3
	大沢駐在所	仙台市青葉区高野原四丁目11番地の1
仙台東警察署	今市駐在所	仙台市宮城野区岩切一丁目13番6号
	洞ノ口駐在所	仙台市宮城野区岩切字青津目125番地の9
泉警察署	泉ヶ丘駐在所	仙台市泉区泉ヶ丘四丁目8番33号
塩釜警察署	菅谷駐在所	宮城郡利府町菅谷台三丁目1番地1
	品井沼駐在所	宮城郡松島町幡谷字吉崎46番地の3
岩沼警察署	千貫駐在所	岩沼市松ヶ丘四丁目3番地の13
	早股駐在所	岩沼市早股字松原333番地
	下野郷駐在所	岩沼市下野郷字館外2番地の14
	閑上駐在所	名取市閑上西二丁目7番地の13
	下増田駐在所	名取市美田園七丁目18番地の8
大和警察署	宮床駐在所	黒川郡大和町宮床字中野47番地
	鶴巣駐在所	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字塚167番地の8
	落合駐在所	黒川郡大和町落合相川字若木前60番地
	吉田駐在所	黒川郡大和町吉田字柿木54番地の3
	大衡駐在所	黒川郡大衡村大衡字爪木47番地35
	大郷駐在所	黒川郡大郷町中村字屋舗75番地の1
石巻警察署	大瓜駐在所	石巻市大瓜字亀山待井38番地4
	小野駐在所	東松島市小野字町裏58番地の2
	野蒜駐在所	東松島市野蒜ヶ丘二丁目12番地1
	河南駐在所	石巻市広渕字町29番地

	前谷地駐在所	石巻市前谷地字上楼屋 6 番地の 3
	和淵駐在所	石巻市和淵字日照 1 番地
	鹿又駐在所	石巻市鹿又字新田町浦 16 番地
	牡鹿駐在所	石巻市鮎川浜清崎山 6 番地 7
気仙沼警察署	鹿折駐在所	気仙沼市新浜町一丁目 4 番 21 号
	松岩駐在所	気仙沼市松崎浦田 165 番地 1
	新月駐在所	気仙沼市松川前 133 番地
	階上駐在所	気仙沼市長磯前林 73 番地 5
	大島駐在所	気仙沼市廻館 120 番地 5
	唐桑駐在所	気仙沼市唐桑町明戸 215 番地 1
	本吉駐在所	気仙沼市本吉町津谷館岡 97 番地 3
	大谷駐在所	気仙沼市本吉町寺谷 21 番地 11
佐沼警察署	北方駐在所	登米市迫町北方字富永 109 番地 10
	新田駐在所	登米市迫町新田字狼ノ欠 31 番地 14
	米山駐在所	登米市米山町西野字西裏 10 番地
	中津山駐在所	登米市米山町中津山字明神前 13 番地 2
	吉田駐在所	登米市米山町字桜岡上待井 259 番地 10
	高石駐在所	登米市南方町西山成前 71 番地 2
	東郷駐在所	登米市南方町瀬ノ淵 58 番地 5
	石越駅前駐在所	登米市石越町南郷字西門沖 48 番地 2
	長根駐在所	登米市石越町北郷字長根 131 番地 16
登米警察署	東和駐在所	登米市東和町米川字飯土井 16 番地 6
	柳津駐在所	登米市津山町柳津字本町 125 番地
	横山駐在所	登米市津山町横山字本町 34 番地 9
	豊里駐在所	登米市豊里町新田町 197 番地
河北警察署	大谷地駐在所	石巻市小船越字後 8 番地 1
	二俣駐在所	石巻市大森字小待井下 18 番地 4
	大川駐在所	石巻市福地字大正 13 番地 2
	雄勝駐在所	石巻市雄勝町雄勝字下雄勝 12 番地 28
	桃生駐在所	石巻市桃生町寺崎字寺崎 9 番地 1

	檜崎駐在所	石巻市桃生町檜崎字荒戸73番地 4
	神取駐在所	石巻市桃生町神取字土手前37番地 1
	北上駐在所	石巻市北上町十三浜字小田93番地35
南三陸警察署	戸倉駐在所	本吉郡南三陸町戸倉字沖田53番地58
	入谷駐在所	本吉郡南三陸町入谷字中の町192番地 9
	歌津駐在所	本吉郡南三陸町歌津字柘沢39番地 6
古川警察署	宮沢駐在所	大崎市古川宮沢字弁天前30番地
	長岡駐在所	大崎市古川荒谷字本町東140番地 2
	富永駐在所	大崎市古川富長字山王49番地 1
	清滝駐在所	大崎市古川清水沢字長泥10番地 1
	松山駐在所	大崎市松山千石字南亀田226番地
	田尻駅前駐在所	大崎市田尻沼部字富岡浦 6 番地 3
	大貫駐在所	大崎市田尻大貫字上曲田50番地 7
遠田警察署	小牛田駐在所	遠田郡美里町牛飼字御蔵場 4 番地 1
	北浦駐在所	遠田郡美里町北浦字道祖神 7 番地 2
	中塚駐在所	遠田郡美里町中塚字卯時18番地
	猪岡駐在所	遠田郡涌谷町猪岡短台字川畑二25番地 2
	小里駐在所	遠田郡涌谷町小里字鹿の子10番地14
	南郷駐在所	遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地
若柳警察署	有賀駐在所	栗原市若柳武鎗字新上町浦79番地 5
	畑岡駐在所	栗原市若柳字上畑岡夷穴143番地 1
	金成駐在所	栗原市金成沢辺往還下 2 番地 9
	有壁駐在所	栗原市金成有壁大日前32番地10
	尾松駐在所	栗原市栗駒稲屋敷大鳥13番地 4
	沼倉駐在所	栗原市栗駒松倉貴船 2 番地 4
	文字駐在所	栗原市栗駒文字葛峰10番地 1
	鶯沢駐在所	栗原市鶯沢南郷下久保前 2 番地 2
	瀬峰駐在所	栗原市瀬峰桃生田 4 番地 2
	高清水駐在所	栗原市高清水中町30番地 4
	玉沢駐在所	栗原市築館字照越浅松沢 3 番地

築館警察署	志波姫駐在所	栗原市志波姫沼崎東原20番地 3
	富野駐在所	栗原市築館字城生野地藏堂31番地 4
	花山駐在所	栗原市花山字本沢北ノ前37番地 1
	一迫駐在所	栗原市一迫真坂字高橋 3 番地17
鳴子警察署	鬼首駐在所	大崎市鳴子温泉鬼首字原35番地 1
	真山駐在所	大崎市岩出山字上真山要害 4 番地12
	池月駐在所	大崎市岩出山池月字下宮苗代目31番地 8
加美警察署	小野田駐在所	加美郡加美町字長檀49番地 6
	西小野田駐在所	加美郡加美町字味ヶ袋大善檀 5 番地 1
	宮崎駐在所	加美郡加美町宮崎字東町 6 番地 2
	四釜駐在所	加美郡色麻町四釜字町86番地 1
	王城寺原駐在所	加美郡色麻町大字上新町170番地
	清水駐在所	加美郡色麻町清水字香ノ木前25番地 3
大河原警察署	金ヶ瀬駐在所	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町32番地 1
	槻木駐在所	柴田郡柴田町槻木下町二丁目 7 番37号
	川崎駐在所	柴田郡川崎町大字前川字裏丁16番地 3
	青根駐在所	柴田郡川崎町青根温泉 2 番地23
	村田駐在所	柴田郡村田町大字村田字西田59番地 3
白石警察署	鎌先駐在所	白石市福岡蔵本字鎌先一番40番地 6
	越河駐在所	白石市越河五賀字海道下 3 番地 3
	白川駐在所	白石市白川津田字越田前126番地52
	小原駐在所	白石市小原字中倉30番地 4
	宮駐在所	刈田郡蔵王町宮字町43番地
	遠刈田駐在所	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町36番地
	永野駐在所	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北50番地 8
	平沢駐在所	刈田郡蔵王町大字平沢字寺前48番地
	関駐在所	刈田郡七ヶ宿町字関20番地 5
	湯原駐在所	刈田郡七ヶ宿町字湯原 2 番地 1
	枝野駐在所	角田市島田字光畑127番地
	桜駐在所	角田市佐倉字小山東167番地

角田警察署	藤尾駐在所	角田市尾山字横町 6 番地 3
	東根駐在所	角田市平貫字塚田 1 番地 1
	北郷駐在所	角田市岡字駅前南27番地 1
	西根駐在所	角田市高倉字新町102番地
	筆甫駐在所	伊具郡丸森町筆甫字中井 2 番地 3
	大内駐在所	伊具郡丸森町大内字登木戸33番地 1
	大張駐在所	伊具郡丸森町大張大蔵字台30番地 3
亶理警察署	田沢駐在所	亶理郡亶理町逢隈田沢字浜道37番地 3
	浜吉田駅前駐在所	亶理郡亶理町吉田字大谷地72番地562
	荒浜駐在所	亶理郡亶理町荒浜字我妻49番地 5
	山下駐在所	亶理郡山元町山寺字石田44番地17
	山下駅前駐在所	亶理郡山元町つばめの杜二丁目 1 番地 7
	坂元駐在所	亶理郡山元町坂元字町東 1 番地12

別表第3（第3条関係）

警備派出所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
岩沼警察署	仙台空港警備派出所	名取市下増田字南原無番地 仙台空港新旅客ターミナルビル内
石巻警察署	水上警備派出所	石巻市潮見町16番地1

別表第4（第4条関係）

仙台中央警察署

名 称	受 持 区 域
国分町交番	仙台市青葉区のうち 一番町四丁目、大町二丁目（7番及び12番から14番まで）、春日町、国分町一丁目から国分町三丁目まで、立町（1番から4番まで、12番から16番まで及び25番から27番まで）、二日町（1番、2番及び6番）
仙台駅交番	仙台市青葉区のうち 花京院一丁目、中央一丁目（1番（8号及び10号）を除く。）、中央二丁目（1番、6番及び11番）、中央三丁目（1番、6番及び7番）、中央四丁目（1番、9番及び10番）、宮町一丁目（2番から6番まで）
本町交番	仙台市青葉区のうち 花京院二丁目、上杉一丁目（1番から5番まで）、上杉三丁目（1番から3番まで）、上杉四丁目（1番）、錦町一丁目、錦町二丁目（1番及び5番）、本町一丁目から本町三丁目まで、宮町一丁目（1番）
東二番丁交番	仙台市青葉区のうち 一番町一丁目から一番町三丁目まで、大町一丁目、中央二丁目（2番から5番まで及び7番から10番まで）、中央三丁目（2番から5番まで及び8番から10番まで）、中央四丁目（2番から8番まで）
五橋交番	仙台市青葉区のうち 五橋一丁目、五橋二丁目、片平二丁目、北目町、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、中央一丁目（1番（8号及び10号））、土樋一丁目
大町交番	仙台市青葉区のうち 青葉山、大手町、大町二丁目（1番から6番まで、8番から11番まで及び15番）、霊屋下、片平一丁目、花壇、川内（1番地及び26番地）、川内追廻、川内川前丁、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内澱橋通、桜ヶ岡公園、立町（5番から11番まで及び17番から24番まで）、支倉町（1番）
亀岡駐在所	仙台市青葉区のうち 荒巻（青葉及び三居沢）、川内（1番地及び26番地を除く。）、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内三十人町、川内元支倉、川内山屋敷

仙台南警察署

名 称	受 持 区 域
長町交番	仙台市太白区のうち 大野田一丁目から大野田五丁目まで、大野田、鹿野一丁目から鹿野三丁目まで、鹿野本町、砂押町、砂押南町、太子堂、長町一丁目から長町八丁目まで、長町南一丁目から長町南四丁目まで、根岸町、二ツ沢（1番から9番まで）、南大野田、門前町
	仙台市太白区のうち

郡山交番	あすと長町一丁目からあすと長町四丁目まで、郡山一丁目から郡山八丁目まで、郡山、諏訪町、八本松一丁目、八本松二丁目、東大野田、東郡山一丁目、東郡山二丁目
南仙台交番	仙台市太白区のうち 中田一丁目から中田七丁目まで、西中田一丁目から西中田七丁目まで、柳生一丁目から柳生七丁目まで、柳生
東中田交番	仙台市太白区のうち 四郎丸、中田町、東中田一丁目から東中田六丁目まで、袋原一丁目から袋原六丁目まで、袋原
八木山交番	仙台市太白区のうち 青山一丁目、青山二丁目、大埸町、恵和町、越路、桜木町、長町（越路）、長嶺、萩ヶ丘、二ツ沢（1番から9番までを除く。）、松ヶ丘、向山一丁目から向山四丁目まで、茂ヶ崎一丁目から茂ヶ崎四丁目まで、八木山香澄町、八木山東一丁目、八木山東二丁目、八木山本町一丁目、八木山本町二丁目、八木山松波町、八木山緑町、八木山弥生町、若葉町
西多賀交番	仙台市太白区のうち 芦ノ口、泉崎一丁目、泉崎二丁目、大谷地、金剛沢一丁目から金剛沢三丁目まで、土手内一丁目から土手内三丁目まで、富沢一丁目から富沢四丁目まで、富沢（金剛沢を除く。）、富沢西一丁目から富沢西五丁目まで、富沢南一丁目、富沢南二丁目、富田、西多賀一丁目から西多賀五丁目まで、西の平一丁目、西の平二丁目、三神峯一丁目、三神峯二丁目、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで
山田交番	仙台市太白区のうち 鉤取一丁目から鉤取四丁目まで、鉤取、鉤取本町一丁目、鉤取本町二丁目、上野山一丁目から上野山三丁目まで、佐保山、太白一丁目から太白三丁目まで、富沢（金剛沢）、日本平、羽黒台、旗立一丁目から旗立三丁目まで、人来田一丁目から人来田三丁目まで、ひより台、御堂平、茂庭（生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西及び佐保山北）、八木山南一丁目から八木山南六丁目まで、山田、山田上ノ台町、山田北前町、山田自由ヶ丘、山田新町、山田本町
生出駐在所	仙台市太白区のうち 坪沼、茂庭一丁目、茂庭二丁目、茂庭（生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西、佐保山北、大堤、梨野東、梨野中、梨野西、梨野北、馬越石、立石、矢倉木、銅谷沢、鍋田、高田東、高田西、沼原及び萱ヶ崎を除く。）
茂庭台駐在所	仙台市太白区のうち 茂庭台一丁目から茂庭台五丁目まで、茂庭（大堤、梨野東、梨野中、梨野西、梨野北、馬越石、立石、矢倉木、銅谷沢、鍋田、高田東、高田西、沼原及び萱ヶ崎）
湯元駐在所	仙台市太白区のうち 秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場、秋保町湯向、秋保町湯元

仙台北警察署

名 称	受 持 区 域
	仙台市青葉区のうち

木町通交番	柏木二丁目、上杉一丁目（6番から17番まで）、上杉二丁目、木町通一丁目、木町通二丁目、星陵町、堤通雨宮町（1番から11番まで）、支倉町（2番から4番まで）、広瀬町（1番から5番まで）、二日町（3番から5番まで及び7番から18番まで）
八幡交番	仙台市青葉区のうち 荒巻（青葉及び三居沢を除く。）、貝ヶ森一丁目から貝ヶ森六丁目まで、国見一丁目から国見六丁目まで、子平町、角五郎一丁目、角五郎二丁目、八幡一丁目から八幡七丁目まで、広瀬町（6番から9番まで）
宮町交番	仙台市青葉区のうち 梅田町、小田原四丁目から小田原八丁目まで、上杉三丁目（4番から9番まで）、上杉四丁目（2番から6番まで）、上杉五丁目、上杉六丁目、小松島一丁目、東照宮一丁目、東照宮二丁目、中江一丁目、中江二丁目、錦町二丁目（2番から4番まで）、福沢町、宮町二丁目から宮町五丁目まで
小松島交番	仙台市青葉区のうち 旭ヶ丘一丁目から旭ヶ丘四丁目まで、小松島二丁目から小松島四丁目まで、小松島新堤、台原五丁目（3番から14番まで、17番及び18番）、台原六丁目（2番から13番まで）、台原七丁目、高松一丁目から高松三丁目まで
通町交番	仙台市青葉区のうち 青葉町、柏木一丁目、柏木三丁目、北山一丁目（1番から19番まで）、北山二丁目、北山三丁目、木町、三条町、昭和町、千代田町、堤通雨宮町（12番）、通町一丁目、通町二丁目、新坂町
荒巻交番	仙台市青葉区のうち あけぼの町、荒巻神明町、荒巻中央、荒巻本沢一丁目から荒巻本沢三丁目まで、菊田町、北山一丁目（20番から24番まで）、堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目（1番から7番まで）、葉山町、東勝山二丁目、東勝山三丁目、水の森一丁目から水の森四丁目まで、山手町
双葉ヶ丘交番	仙台市青葉区のうち 北根一丁目から北根四丁目まで、北根黒松、鷺ヶ森一丁目、鷺ヶ森二丁目、台原一丁目から台原四丁目まで、台原五丁目（1番、2番、15番、16番及び19番）、台原六丁目（1番）、台原森林公園、堤町三丁目（8番から30番まで）、東勝山一丁目、藤松、双葉ヶ丘一丁目、双葉ヶ丘二丁目
中山交番	仙台市青葉区のうち 川平一丁目から川平五丁目まで、滝道、中山一丁目から中山九丁目まで、西勝山
愛子交番	仙台市青葉区のうち 愛子中央一丁目から愛子中央六丁目まで、愛子東一丁目から愛子東六丁目まで、落合一丁目から落合六丁目まで、折立一丁目から折立六丁目まで、上愛子（蛇台原、榎、上町、塩柄、峯岸、沼田、宮入、北内、館ノ内、中斉、芋郷、雷神、車、二岩、橋本、岩元、大岩（1番地から3番地まで）、平治、街道、北原道上、樋田、芦見、辺田、岩元前、運南、北原、小塩前、斉勝森、新宮前、神明、大五郎、宝前、立石、月見、中道、麓道上、麓道下、前堀、宮下、宮前及び屋敷前）、栗生一丁目から栗生七丁目まで、郷六、下愛子、西花苑一丁目、西花苑二丁目、錦ヶ丘一丁目から錦ヶ丘九丁目まで、茂庭

南吉成交番	<p>仙台市青葉区のうち 芋沢（権現森山（東北自動車道の東側）、横向山（東北自動車道の東側）、吉成山（東北自動車道の東側）、吉成、吉成東及び吉成西）、国見ヶ丘一丁目から国見ヶ丘七丁目まで、中山台一丁目から中山台四丁目まで、中山台西、中山吉成一丁目から中山吉成三丁目まで、南吉成一丁目から南吉成七丁目まで、吉成一丁目から吉成三丁目まで、吉成台一丁目、吉成台二丁目、臨濟院</p>
桜ヶ丘駐在所	<p>仙台市青葉区のうち 桜ヶ丘一丁目から桜ヶ丘九丁目まで</p>
熊ヶ根駐在所	<p>仙台市青葉区のうち 芋沢（苦地、柿崎、下清水、八幡、中田西、下窪、田尻、宅地、柿崎下、柿崎中、柿崎東、柿崎南、座当、下清水下、田中、中田東、苦地下、苦地中及び二尺木）、大倉、上愛子（蛇台原、榎、上町、塩柄、峯岸、沼田、宮入、北内、館ノ内、中斉、芋郷、雷神、車、二岩、橋本、岩元、大岩（1番地から3番地まで）、平治、街道、北原道上、樋田、芦見、辺田、岩元前、運南、北原、小塩前、斉勝森、新宮前、神明、大五郎、宝前、立石、月見、中道、麓道上、麓道下、前堀、宮下、宮前及び屋敷前を除く。）、熊ヶ根、作並、ニツカ、新川</p>
大沢駐在所	<p>仙台市青葉区のうち 赤坂一丁目から赤坂三丁目まで、芋沢（苦地、柿崎、下清水、八幡、中田西、下窪、田尻、宅地、柿崎下、柿崎中、柿崎東、柿崎南、座当、下清水下、田中、中田東、苦地下、苦地中、二尺木、権現森山（東北自動車道の東側）、横向山（東北自動車道の東側）、吉成山（東北自動車道の東側）、吉成東及び吉成西を除く。）、高野原一丁目から高野原四丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台五丁目まで、向田</p>

仙台東警察署

名 称	受 持 区 域
仙台駅東口交番	<p>仙台市宮城野区のうち 小田原一丁目から小田原三丁目まで、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通、車町、清水沼一丁目から清水沼三丁目まで、榴岡一丁目から榴岡四丁目まで、榴岡五丁目（10番を除く。）、榴ヶ岡、鉄砲町、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東、名掛丁、二十人町、東六番丁、元寺小路</p>
総合グラウンド前交番	<p>仙台市宮城野区のうち 五輪一丁目、五輪二丁目（1番から11番まで）、榴岡五丁目（10番）、西宮城野、二十人町通、萩野町一丁目から萩野町四丁目まで、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目（1番から3番まで）、原町四丁目、原町南目、東宮城野、宮城野一丁目から宮城野三丁目まで、宮千代一丁目から宮千代三丁目まで</p>
苦竹交番	<p>仙台市宮城野区のうち 銀杏町、扇町一丁目から扇町七丁目まで、五輪二丁目（12番から15番まで）、新田五丁目、仙石、苦竹一丁目から苦竹四丁目まで、原町三丁目（4番から8番まで）、原町五丁目、原町六丁目、原町苦竹、日の出町一丁目から日の出町三丁目まで、平成一丁目、平成二丁目、南目館</p>
	<p>仙台市宮城野区のうち</p>

東仙台交番	小鶴一丁目から小鶴三丁目まで、小鶴、新田一丁目から新田四丁目まで、新田東一丁目から新田東五丁目まで、燕沢一丁目、燕沢二丁目（1番から9番まで、19番、20番及び24番から28番まで）、燕沢三丁目、燕沢、燕沢東一丁目から燕沢東三丁目まで、東仙台一丁目から東仙台七丁目まで、松岡町
幸町交番	仙台市宮城野区のうち 安養寺一丁目から安養寺三丁目まで、大槻、蟹沢、幸町一丁目から幸町五丁目まで、二の森、枅江
高砂交番	仙台市宮城野区のうち 岩切（引目）、栄一丁目から栄五丁目まで、高砂一丁目、高砂二丁目、田子一丁目から田子三丁目まで、田子、田子西一丁目から田子西三丁目まで、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、中野（北上及び高橋前）、福住町、福田町一丁目から福田町四丁目まで、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、福室（県道前、境四番、向川原及び由谷地）
鶴ヶ谷交番	仙台市宮城野区のうち 自由ヶ丘、燕沢二丁目（10番から18番まで及び21番から23番まで）、鶴ヶ谷一丁目から鶴ヶ谷八丁目まで、鶴ヶ谷（国道4号仙台バイパスの西側地域（国道4号仙台バイパスを含む。））、鶴ヶ谷北一丁目、鶴ヶ谷北二丁目、鶴ヶ谷東一丁目から鶴ヶ谷東四丁目まで
仙台港交番	仙台市宮城野区のうち 出花一丁目から出花三丁目まで、岡田、岡田西町、蒲生一丁目から蒲生五丁目まで、蒲生、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野（北上及び高橋前を除く。）、福室（県道前、境四番、向川原及び由谷地を除く。）、港一丁目から港五丁目まで
今市駐在所	仙台市宮城野区のうち 岩切一丁目から岩切三丁目まで、岩切（七北田川の南側の地域のうち、引目を除く。）、鶴ヶ谷（国道4号仙台バイパスの東側の地域）
洞ノ口駐在所	仙台市宮城野区のうち 岩切（七北田川の北側の地域）、岩切分台一丁目から岩切分台三丁目まで

泉警察署

名 称	受 持 区 域
泉交番	仙台市泉区のうち 泉中央一丁目から泉中央四丁目まで、市名坂（天神沢（38番地から48番地まで）を除く。）、松陵一丁目から松陵五丁目まで、高玉町、鶴が丘一丁目から鶴が丘四丁目まで、天神沢一丁目、天神沢二丁目、七北田（赤生津、欠下、駕籠沢、菅間、菅間官林、堰、七ツ沼、東裏、日野、古内、古川、朴木沢、白水沢、町、道及び柳）、歩坂町、本田町、松森（後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、関場、太子堂、堤下、中河原、長岫、中道、前ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動を除く。）、友愛町
	仙台市泉区のうち 泉中央南、上谷刈一丁目から上谷刈六丁目まで、上谷刈（向原

長命ヶ丘交番	を除く。)、加茂一丁目から加茂五丁目まで、北中山一丁目から北中山四丁目まで、実沢(中山南及び中山北)、長命ヶ丘一丁目から長命ヶ丘六丁目まで、長命ヶ丘東、西中山一丁目、西中山二丁目、虹の丘一丁目から虹の丘四丁目まで、古内、みずほ台、南中山一丁目から南中山六丁目まで
将監交番	仙台市泉区のうち 明石、将監一丁目から将監十三丁目まで、将監殿一丁目から将監殿五丁目まで、七北田(郷北沢、野山、笹、滝原、殿林、新田、新道、丹波沢及び山ノ寺)、野村
寺岡交番	仙台市泉区のうち 明通一丁目から明通三丁目まで、明通四丁目(12番地の1を除く。)、桂一丁目から桂四丁目まで、北高森、高森一丁目から高森八丁目まで、寺岡一丁目から寺岡六丁目まで、紫山一丁目から紫山五丁目まで 黒川郡大和町のうち 学苑(2番2及び2番3)
南光台交番	仙台市泉区のうち 旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目、上谷刈(向原)、黒松一丁目から黒松三丁目まで、七北田(念仏、杉ノ田、高柳、田中、八乙女及び境)、南光台一丁目から南光台七丁目まで、南光台東一丁目から南光台東三丁目まで、南光台南一丁目から南光台南三丁目まで、東黒松、松森(後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、関場、太子堂、堤下、中河原、長岫、中道、前ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動)、八乙女一丁目から八乙女四丁目まで、八乙女中央一丁目から八乙女中央五丁目まで
向陽台交番	仙台市泉区のうち 明石南一丁目から明石南六丁目まで、市名坂(天神沢(38番地から43番地まで))、永和台、向陽台一丁目から向陽台五丁目まで、七北田(寺沢)、山の寺一丁目から山の寺三丁目まで
根白石交番	仙台市泉区のうち 朝日一丁目、朝日二丁目、小角、実沢(中山南及び中山北を除く。)、住吉台東一丁目から住吉台東五丁目まで、住吉台西一丁目から住吉台西四丁目まで、西田中、根白石、福岡、朴沢、館一丁目から館七丁目まで
泉ヶ丘駐在所	仙台市泉区のうち 明通四丁目(12番地の1)、泉ヶ丘一丁目から泉ヶ丘五丁目まで、大沢一丁目から大沢三丁目まで、七北田(大沢)

若林警察署

名 称	受 持 区 域
若林中央交番	仙台市若林区のうち 一本杉町、木ノ下一丁目から木ノ下五丁目まで、榎木通、白萩町、志波町、遠見塚一丁目から遠見塚三丁目まで、中倉一丁目から中倉三丁目まで、西新丁、東新丁、古城一丁目から古城三丁目まで、保春院前丁、南小泉一丁目から南小泉四丁目まで、大和町一丁目から大和町五丁目まで
卸町交番	仙台市若林区のうち 卸町一丁目から卸町五丁目まで、卸町東一丁目から卸町東五丁目まで、鶴代町、六丁目(赤沼、赤沼角及び細谷)、六丁の目

	北町、六丁の目中町、六丁の目西町、六丁の目東町、六丁の目南町
連坊交番	仙台市若林区のうち 荒町、石垣町、石名坂、五橋三丁目、裏柴田町、表柴田町、五十人町、三百人町、清水小路、新寺一丁目から新寺五丁目まで、土樋一丁目、土樋、成田町、二軒茶屋、東七番丁、東八番丁、東九番丁、南鍛冶町、元茶畑、弓ノ町、連坊一丁目、連坊二丁目、連坊小路
河原町交番	仙台市若林区のうち 河原町一丁目、河原町二丁目、穀町、新弓ノ町、畳屋丁、堰場、八軒小路、舟丁、文化町、南石切町、南小泉（八軒小路）、南材木町、南染師町、六十人町、若林一丁目から若林七丁目まで
荒井交番	仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁目まで、荒井（境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤を除く。）、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在一丁目から伊在三丁目まで、伊在、かすみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、蒲町東、下飯田（屋敷東2番地）、長喜城、遠見塚東、なないろの里一丁目からなないろの里三丁目まで、六丁目（左近堀、柳堀東、柳堀南、地蔵前及び南）、六丁の目元町
六郷交番	仙台市若林区のうち 荒井（境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤）、飯田、井土、今泉一丁目、今泉二丁目、今泉、沖野一丁目から沖野七丁目まで、沖野、上飯田一丁目から上飯田四丁目まで、上飯田、三本塚、下飯田（屋敷東2番地を除く。）、四郎丸、種次、日辺、藤塚、二木、六郷

塩釜警察署

名 称	受 持 区 域
尾島町交番	塩釜市のうち 旭町、芦畔町、一森山、浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、浦戸野々島、尾島町、海岸通、牛生町、佐浦町、新富町、貞山通一丁目から貞山通三丁目まで、中の島、錦町、花立町、舟入一丁目、舟入二丁目、港町一丁目、港町二丁目、南町、宮町、本町
塩釜駅前交番	塩釜市のうち 赤坂、石堂、泉ヶ岡、泉沢町、大日向町、香津町、後楽町、権現堂、栄町、桜ヶ丘、清水沢一丁目から清水沢四丁目、白菊町、白萩町、袖野田町、玉川一丁目から玉川三丁目まで、月見ヶ丘、西玉川町、西町、野田、母子沢町、東玉川町、南錦町、向ヶ丘
新浜町交番	塩釜市のうち 青葉ヶ丘、石田、伊保石、今宮町、梅の宮、楓町一丁目から楓町三丁目まで、庚塚、北浜一丁目から北浜四丁目まで、越の浦一丁目、越の浦二丁目、越の浦、小松崎、新浜町一丁目から新浜町三丁目まで、杉の入一丁目から杉の入四丁目まで、杉の入裏、千賀の台一丁目から千賀の台三丁目まで、長沢、長沢町、藤倉一丁目から藤倉三丁目まで、松陽台一丁目から松陽台三丁目まで、みのが丘

利府交番	宮城郡利府町のうち 青葉台一丁目から青葉台三丁目まで、青山一丁目から青山四丁目まで、赤沼、春日、加瀬、沢乙、沢乙東、しらかし台一丁目からしらかし台六丁目まで、新中道一丁目から新中道三丁目まで、中央一丁目から中央三丁目まで、花園一丁目から花園三丁目まで、葉山一丁目、葉山二丁目、皆の丘、森郷、利府
多賀城交番	多賀城市のうち 大代一丁目から大代六丁目まで、笠神一丁目から笠神五丁目まで、下馬一丁目から下馬五丁目まで、栄一丁目から栄四丁目まで、桜木一丁目から桜木三丁目まで、高崎一丁目から高崎三丁目まで、高崎、中央一丁目から中央三丁目まで、鶴ヶ谷一丁目から鶴ヶ谷三丁目まで、伝上山一丁目から伝上山四丁目まで、留ヶ谷一丁目から留ヶ谷三丁目まで、中野、東田中一丁目、東田中二丁目、東田中、町前一丁目から町前四丁目まで、丸山一丁目、丸山二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、明月一丁目、明月二丁目、八幡一丁目から八幡四丁目まで、八幡
南宮交番	多賀城市のうち 市川、浮島一丁目、浮島二丁目、浮島、山王、城南一丁目、城南二丁目、高橋一丁目から高橋五丁目まで、高橋、南宮、新田
七ヶ浜交番	宮城郡七ヶ浜町
松島交番	宮城郡松島町のうち 磯崎、桜渡戸、高城、手樽、根廻、初原、松島
菅谷駐在所	宮城郡利府町のうち 飯土井、神谷沢、菅谷、菅谷台一丁目から菅谷台四丁目まで
品井沼駐在所	宮城郡松島町のうち 北小泉、竹谷、幡谷

岩沼警察署

名称	受 持 区 域
署所在地交番	岩沼市のうち 相の原一丁目から相の原三丁目まで、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日、あさひ野一丁目、あさひ野二丁目、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、荒井（一部）、稲荷町、大手町、梶橋、桑原一丁目から桑原四丁目まで、桑原西一丁目、栄町一丁目から栄町三丁目まで、桜一丁目から桜五丁目まで、末広一丁目、末広二丁目、大昭和、たけくま一丁目からたけくま三丁目まで、武隈、館下一丁目から館下三丁目まで、館下、中央一丁目から中央四丁目まで、土ヶ崎一丁目から土ヶ崎四丁目まで、中谷地、東谷地、引込、吹上一丁目から吹上三丁目まで、吹上西、吹上南、藤浪一丁目、藤浪二丁目、二木一丁目、二木二丁目、本新田、本町、松崎、山桜
増田交番	名取市のうち 大手町一丁目から大手町六丁目まで、小山一丁目から小山三丁目まで、上余田、下余田、田高、手倉田（山を除く。）、箱塚一丁目（1番から11番まで）、増田一丁目から増田九丁目まで、増田、杜せきのした一丁目から杜せきのした三丁目まで、杜せきのした五丁目
	名取市のうち 相互台一丁目から相互台四丁目まで、高館川上、高館熊野堂、

高館交番	高館吉田、那智が丘一丁目から那智が丘五丁目まで、みどり台一丁目からみどり台三丁目まで、ゆりが丘一丁目からゆりが丘五丁目まで
館腰交番	名取市のうち 愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目から飯野坂七丁目まで、飯野坂、植松一丁目から植松四丁目まで、植松、手倉田（山）、名取が丘一丁目から名取が丘六丁目まで、箱塚一丁目（12番から19番まで）、箱塚二丁目、堀内、本郷、愛島小豆島、愛島笠島、愛島北目、愛島塩手、愛島台一丁目から愛島台八丁目まで、愛島郷一丁目、愛島郷二丁目
千貫駐在所	岩沼市のうち 荒井（一部）、小川、北長谷、志賀、竹の里一丁目から竹の里三丁目まで、長岡、平等一丁目から平等四丁目まで、松ヶ丘一丁目から松ヶ丘四丁目まで、三色吉、南長谷
早股駐在所	岩沼市のうち 押分（須加原を除く。）、里の杜一丁目から里の杜三丁目まで、玉浦西一丁目から玉浦西四丁目まで、寺島、早股、恵み野一丁目から恵み野三丁目まで
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分（須加原）、空港西一丁目、空港西二丁目、空港南一丁目から空港南六丁目まで、下野郷
閑上駐在所	名取市のうち 牛野、大曲、小塚原、高柳、閑上一丁目、閑上七丁目、閑上、閑上中央一丁目、閑上中央二丁目、閑上西一丁目、閑上西二丁目、閑上東一丁目から閑上東三丁目まで
下増田駐在所	名取市のうち 下増田、杉ヶ袋、美田園一丁目から美田園八丁目まで、美田園北、杜せきのした四丁目

大和警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	黒川郡大和町のうち まいの一丁目（1番から7番まで）、吉岡、吉岡天皇寺東、吉岡東一丁目から吉岡東三丁目まで、吉岡まほろば一丁目、吉岡まほろば二丁目、吉岡南一丁目から吉岡南三丁目まで、吉田（北谷地、北要害、新要害、南要害、要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、西風、上桧木、下桧木、中桧木、桧木及び桧木川原）
富谷交番	富谷市のうち あけの平一丁目からあけの平三丁目まで、一ノ関、今泉、大童、穀田（瀬ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢を除く。）、三ノ関、志戸田、太子堂一丁目、太子堂二丁目、とちの木一丁目、とちの木二丁目、富谷（大清水上を除く。）、西成田（千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番）、二ノ関、日吉台一丁目から日吉台三丁目まで、ひより台一丁目、ひより台二丁目、杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目 黒川郡大和町のうち 小野（新道、新坊及び前沢）、もみじヶ丘一丁目からもみじヶ丘三丁目まで、杜の丘一丁目から杜の丘三丁目まで

成田交番	富谷市のうち 明石、明石台一丁目から明石台九丁目まで、石積、大亀、大清水一丁目、大清水二丁目、上桜木一丁目、上桜木二丁目、穀田（瀬ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢）、鷹乃杜一丁目から鷹乃杜四丁目まで、富ヶ丘一丁目から富ヶ丘四丁目まで、富谷（大清水上）、成田一丁目から成田九丁目まで、西成田（千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番を除く。）、東向陽台一丁目から東向陽台三丁目まで
宮床駐在所	黒川郡大和町のうち 小野（新道、新坊及び前沢を除く。）、学苑（２番２及び２番３を除く。）、宮床
鶴巣駐在所	黒川郡大和町のうち 鶴巣
落合駐在所	黒川郡大和町のうち 落合、まいの一丁目（１番から７番までを除く。）、まいの二丁目からまいの四丁目まで、松坂平一丁目から松坂平八丁目まで
吉田駐在所	黒川郡大和町のうち 吉田（北谷地、北要害、新要害、南要害、要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、西風、上桧木、下桧木、中桧木、桧木及び桧木川原を除く。)
大衡駐在所	黒川郡大衡村
大郷駐在所	黒川郡大郷町

石巻警察署

名 称	受 持 区 域
石巻駅前交番	石巻市のうち 旭町、泉町一丁目から泉町四丁目まで、鑄銭場、駅前北通り一丁目から駅前北通り四丁目まで、大手町、門脇町一丁目から門脇町五丁目まで、穀町、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋、末広町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、田代浜、立町一丁目、立町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、中央一丁目から中央三丁目まで、貞山一丁目から貞山五丁目まで、中瀬、南光町一丁目、錦町、西山町、羽黒町一丁目、羽黒町二丁目、雲雀野町一丁目、日和が丘一丁目から日和が丘四丁目まで、双葉町、南浜町一丁目から南浜町四丁目まで、南谷地、山下町一丁目、山下町二丁目、宜山町
中里交番	石巻市のうち 大橋一丁目から大橋三丁目まで、開北一丁目から開北四丁目まで、水明北一丁目から水明北三丁目まで、水明南一丁目、水明南二丁目、中里一丁目から中里七丁目まで、東中里一丁目から東中里三丁目まで、水押一丁目から水押三丁目まで、南中里一丁目から南中里四丁目まで、元倉一丁目、元倉二丁目
	石巻市のうち 伊原津一丁目、伊原津二丁目、鹿妻北一丁目から鹿妻北三丁目まで、鹿妻本町、鹿妻南一丁目から鹿妻南五丁目まで、川口町

湊交番	一丁目、川口町三丁目、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町三丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、松並一丁目、松並二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、湊、湊町一丁目から湊町四丁目まで、湊西一丁目から湊西三丁目まで、湊東一丁目から湊東三丁目まで、明神町二丁目、吉野町一丁目から吉野町三丁目まで
蛇田交番	石巻市のうち 茜平一丁目から茜平五丁目まで、あけぼの一丁目からあけぼの三丁目まで、あけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目、あゆみ野一丁目からあゆみ野五丁目まで、向陽町一丁目から向陽町五丁目まで、新境町一丁目、新境町二丁目、のぞみ野一丁目からのぞみ野五丁目まで、蛇田、丸井戸一丁目から丸井戸三丁目まで、恵み野一丁目から恵み野六丁目まで、わかば一丁目からわかば三丁目まで
大街道交番	石巻市のうち 浦屋敷南、大街道北一丁目から大街道北四丁目まで、大街道西一丁目から大街道西三丁目まで、大街道東一丁目から大街道東四丁目まで、大街道南一丁目から大街道南五丁目まで、門脇、潮見町、重吉町、新館南、築山一丁目から築山四丁目まで、中浦一丁目、中浦二丁目、中島町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、南光町二丁目、新館一丁目から新館三丁目まで、西浜町、雲雀野町二丁目、三河町、三ツ股一丁目から三ツ股四丁目まで、明神南
女川交番	牡鹿郡女川町
矢本交番	東松島市のうち あおい一丁目からあおい三丁目まで、赤井、大塩、大曲、小松、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本
渡波交番	石巻市のうち 伊勢町、宇田川町、大宮町、荻浜、折浜、狐崎浜、後生橋、小竹浜、小積浜、幸町、さくら町一丁目からさくら町五丁目まで、侍浜、沢田、塩富町一丁目、塩富町二丁目、新成一丁目から新成三丁目まで、竹浜、垂水町一丁目から垂水町三丁目まで、月浦、長浜町、流留、沼津、浜松町、福貴浦、牧浜、松原町、真野、万石町、水沼、三和町、桃浦、渡波、渡波町一丁目から渡波町三丁目まで
大瓜駐在所	石巻市のうち 井内、大瓜、新栄一丁目、新栄二丁目、高木、根岸、美園一丁目から美園三丁目まで、南境
小野駐在所	東松島市のうち 牛網、小野、川下、上下堤、高松、西福田、新田、根古、浜市
野蒜駐在所	東松島市のうち 浅井、大塚、新東名一丁目から新東名四丁目まで、野蒜、野蒜ヶ丘一丁目から野蒜ヶ丘三丁目まで、宮戸
河南駐在所	石巻市のうち 北村、須江、広渕
前谷地駐在所	石巻市のうち 前谷地（山崎及び御蔵場を除く。）
和淵駐在所	石巻市のうち 前谷地（山崎及び御蔵場）、和渕

鹿又駐在所	石巻市のうち 鹿又
牡鹿駐在所	石巻市のうち 網地浜、鮎川大町、鮎川浜、鮎川浜丁、大原浜、大谷川浜、給分浜、十八成浜、小網倉浜、小湊浜、鮫浦、清水田浜、泊浜、新山浜、長渡浜、前網浜、谷川浜、寄磯浜

気仙沼警察署

名 称	受 持 区 域
気仙沼中央交番	気仙沼市のうち 朝日町、新町、一景島、入沢、魚市場前、魚浜町、後九条、太田一丁目、太田二丁目、柏崎、上田中一丁目、上田中二丁目、神山、川口町一丁目、川口町二丁目、川畑、河原田一丁目、河原田二丁目、九条、化粧坂、駒場、幸町一丁目から幸町四丁目まで、栄町、魚町一丁目から魚町三丁目まで、笹が陣、沢田、潮見町二丁目、潮見町、四反田、常楽、陣山、反松、滝の入、館山一丁目、館山二丁目、田中、田中前一丁目から田中前四丁目まで、田谷、田谷前、内の脇一丁目から内の脇三丁目まで、内ノ脇、仲町一丁目、仲町二丁目、南郷、浜見山、福美町、古町一丁目から古町四丁目まで、古町、弁天町一丁目、弁天町二丁目、本郷、町裏、三日町一丁目から三日町三丁目まで、港町、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南町一丁目から南町四丁目まで、南町海岸、本町一丁目、本町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目
鹿折駐在所	気仙沼市のうち 大岩井山、大浦、大峠山、上西側、上東側、上東側根、蔵底、小々汐、三ノ浜、白石、新浜町一丁目、新浜町二丁目、高判形山、中みなと町、浪板、錦町一丁目、錦町二丁目、西中才、西八幡町、西八幡前、西みなと町、二ノ浜、浜、浜町一丁目、浜町二丁目、東中才、東八幡前、東みなと町、港、本浜町一丁目、本浜町二丁目
松岩駐在所	気仙沼市のうち 赤岩石兜、赤岩老松、赤岩大石倉、赤岩大滝、赤岩小田、赤岩上羽田、赤岩五駄鱈、赤岩四十二、赤岩杉ノ沢、赤岩高前田、赤岩館下、赤岩館森、赤岩泥ノ木、赤岩長柴、赤岩羽田、赤岩平貝、赤岩前田、赤岩牧沢、赤岩水梨子、赤岩港、赤岩宮口下、赤岩迎前田、赤岩物見、岩月千岩田、岩月台ノ沢、岩月宝ヶ沢、岩月寺沢、岩月長平、岩月箒沢、岩月星谷、松崎尾崎、松崎面瀬、松崎片浜、松崎浦田、松崎大萱、松崎外ヶ沢、松崎高谷、松崎立石、松崎上赤田、松崎上金取、松崎萱、松崎北沢、松崎五太鱈、松崎地生、松崎下赤田、松崎下金取、松崎鶴巻、松崎中瀬、松崎猫淵、松崎馬場、松崎前浜、松崎丸森、松崎柳沢、物倉山
新月駐在所	気仙沼市のうち 明戸、阿霄月、磯沢、岩ヶ崎、内松川、大林、落合、角地、鹿ノ倉、川上、川崎尻、川原崎、金成沢、切通、久保、黒石山、黒沢、小芦、痿槻、下新田、下八瀬、新関根、新台、新田、新早稲谷、関根、象ヶ鼻、台、田尻沢、塚沢、百目木、所沢、長岩間、名木沢、東新城一丁目から東新城三丁目まで、細尾、前木、松川、松川前、茗荷沢、柳沢、芳ノ口、早稲谷、渡戸、和野

階上駐在所	気仙沼市のうち 最知荒沢、最知川原、最知北最知、最知南最知、最知森合、長磯赤貝、長磯後沢、長磯浜、長磯原、長磯原ノ沢、長磯船原、長磯前林、長磯牧通、長磯森、長磯大窪、長磯七半沢、長磯下原、長磯鳥子沢、長磯中原、長磯二本松、波路上明戸、波路上岩井崎、波路上後原、波路上内田、波路上内沼、波路上崎野、波路上杉ノ下、波路上瀬向、波路上野田、波路上原、波路上牧、波路上向田、波路上向原
大島駐在所	気仙沼市のうち 浅根、磯草、浦の浜、大初平、大前見島、大向、亀山、小前見島、駒形、外畑、外浜、高井、田尻、長崎、中山、廻館、三作浜、要害、横沼
唐桑駐在所	気仙沼市のうち 唐桑町
本吉駐在所	気仙沼市のうち 本吉町（泉、泉沢、猪の鼻、歌生、卯名沢、漆原、狼の巣、大櫛、大沢、大柴、大東、尾田、風越、鹿の子、上川内、狩猟、川原、北明戸、蔵内、今朝磯、幸土、午王野沢、小金山、小浜、小峰崎、信夫、下川内、下宿、下要害、新北明戸、新圃の沢、新南明戸、菅の沢、外尾、平櫛、高岡、滝沢、岳の下、館下、角柄、津谷明戸、津谷桜子、津谷新明戸、津谷館岡、津谷長根、津谷松尾、津谷松岡、寺要害、登米沢、中川内、中沢、中島、中平、長窪、西川内、二十一浜、幣掛、圃の沢、林の沢、東川内、平貝、深萩、坊の倉、馬籠町、馬籠町頭、松ヶ沢、道外、南明戸、宮内、向畑、柳沢、上野、蕨野）
大谷駐在所	気仙沼市のうち 本吉町（赤牛、天ヶ沢、石川原、後田、大朴木、大森、大谷、沖の田、木戸、九多丸、窪、小金沢、猿内、直伝、菖蒲沢、高、高瀬ヶ森、滝根、田の沢、土樋下、寺谷、寺沢、道貫、長根、長畑、野々下、日門、府中、洞沢、前浜、三島、谷地、山谷）

佐沼警察署

名称	受 持 区 域
署所在地交番	登米市のうち 迫町（佐沼及び森）
中田交番	登米市のうち 中田町
北方駐在所	登米市のうち 迫町（北方）
新田駐在所	登米市のうち 迫町（新田）
米山駐在所	登米市のうち 米山町（西野）
中津山駐在所	登米市のうち 米山町（中津山）
	登米市のうち

吉田駐在所	米山町（西野及び中津山を除く。）
高石駐在所	登米市のうち 南方町（沢田、新沢田、沢田前、沢田屋敷、沢浦、新沢浦、沢田待井、戸根屋敷前、戸根屋敷、松島屋敷、松島沖、松島、松島前、青島前、新青島前、新青島浦、青島屋敷、青島待井、鳩峯、新鳩峯、上原前、上原、中原、原屋敷、原浦、新原浦、原（一部）、松葉表、松葉、松葉前、新松葉表、内鰐丸、鰐丸、沼向、成田、新成田、田中浦、砥落、下砥落、上砥落、新上砥落、新砥落、米袋、米袋前、米袋浦、新米袋浦、若狭前、新若狭前、樟、樟土手外、大袋、大袋浦、新大袋浦、大村、大村前、新大村前、山成、山成浦、新山成浦、山成前、新山成前、西山成、西山成前、八の森、西原、舛貝、茶臼森、茶臼森前、横前、高石、高石浦、新高石浦、高石前、新高石前、中高石、中高石浦、高石下、後高石、外浦、表前、新表前、大阪前、苔野谷地、千間、新千間、千間下、長根、新長根下、長根下、翌沢、須崎、須崎前、新須崎、新須崎前、中須崎、須崎下、新川西、大西、川北、五平壇、一網、二網、新二網、銭金壇、尼池、尼池下、新尼池下、狼掛、狼欠裏、狼欠前、新狼掛前、青笹、待居、八丁沢、窪田、上窪田、畑岡、畑岡下、新畑岡下、堤田、金引、柳沢、柳沢前、中ノ口、間内、新間内、間内前、間内下、下新山、大平、大平前、新大平前、三代前、大森前、横代、角欠前、新角欠前、赤沼、沼崎、沼崎前、上沼崎、中沼崎、沼崎下、新沼崎下、長者原、野谷地、新野谷地、太田、大塚、新大塚、一ノ曲、新一ノ曲、滝沢下、板ヶ沢、大上、上堤、実沢、平貝、新平貝、上平貝及び下平貝）
東郷駐在所	登米市のうち 南方町（河面、小山、峯、峯前、王塚、二ツ橋、新二ツ橋、中山、新中山、丸内、新丸ノ内、作田、新作田、島前、新島前、後屋敷待井、薬師島屋敷、新井屋敷前、鶴江、新鶴江、板倉、板倉後、新板倉後、待井、新待井、亀代、新亀代、鶴代、新鶴代、梨木待井、原前、照井、雷、大網、大浦戸、上ヶ戸、内ノ目、瀬ノ淵、天沼、寺袋、新寺袋、上ヶ戸前、十内壇、鴻ノ木、大門、真ヶ沼、新真ヶ沼、宿畑、下原前、原（一部）、細川、細川浦、細川前、南細川、館、館浦、堂地、堂地前、新堂地前、大嶽、新大岳前、大嶽山、本郷大嶽、堀切、秣荷山、秣荷前、大島前、新大畑前、大畑、南大畑前、南大畑浦、新井宿、新井宿浦、仕込、新仕込、内ヶ袋、室田、室田浦、瀬川、山崎、蛇沼、川前、新川前、東川前、西川前、北川前、新田、新田前、鳥田、明神浦、新養賢堂、南沢、風張、梶沼、新梶沼、梶沼前、梶沼川前、十二山及び新十二山前）
石越駅前駐在所	登米市のうち 石越町（南郷（西門沖、館前、小谷地前、峯、田上、天神堂、前久保、松ヶ崎前、鱈台、柳原、細沼、新田、芦倉、高森、前新田、須崎前、葉の木立、仲江、石ヶ崎前及び田畑前）及び北郷（小谷地、小谷地前、橋向、傾城淵、九輪堂、芦倉、西門、赤谷、北及び遠沢（一部）））
長根駐在所	登米市のうち 石越町（東郷、北郷（中沢、長根、遠沢（一部）、長下田、丸谷地、金草、粒庭、内の目、押込及び堀の内前）及び南郷（愛宕、矢作、吉地、鬼の目、土手前及び南谷地））

登米警察署

名 称	受 持 区 域
-----	---------

署所在地交番	登米市のうち 登米町
東和駐在所	登米市のうち 東和町
柳津駐在所	登米市のうち 津山町（柳津）
横山駐在所	登米市のうち 津山町（横山）
豊里駐在所	登米市のうち 豊里町

河北警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	石巻市のうち 相野谷、皿貝、中島、中野、成田（根岸山畑、境山畑、袖吉野、内吉野、吉野前、袖吉野前、境前、大曲土手外、岩崎前及び岩崎土手前を除く。）、馬鞍
大谷地駐在所	石巻市のうち 飯野、小船越、成田（根岸山畑、境山畑、袖吉野、内吉野、吉野前、袖吉野前、境前、大曲土手外、岩崎前及び岩崎土手前）、二子一丁目から二子三丁目まで
二俣駐在所	石巻市のうち 大森、北境、東福田、三輪田
大川駐在所	石巻市のうち 尾崎、釜谷、長面、針岡、福地
雄勝駐在所	石巻市のうち 雄勝町
桃生駐在所	石巻市のうち 桃生町（寺崎、城内及び中津山）
檜崎駐在所	石巻市のうち 桃生町（檜崎、永井、脇谷、倉塚、牛田及び太田）
神取駐在所	石巻市のうち 桃生町（高須賀、神取、給人町及び新田）
北上駐在所	石巻市のうち 北上町

南三陸警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	本吉郡南三陸町のうち 志津川

戸倉駐在所	本吉郡南三陸町のうち 戸倉
入谷駐在所	本吉郡南三陸町のうち 入谷
歌津駐在所	本吉郡南三陸町のうち 歌津

古川警察署

名 称	受 持 区 域
古川駅前交番	大崎市のうち 古川旭一丁目から古川旭六丁目まで、古川荒川小金町、古川石森、古川浦町、古川江合寿町一丁目から古川江合寿町三丁目まで、古川江合錦町一丁目から古川江合錦町三丁目まで、古川江合本町一丁目から古川江合本町三丁目まで、古川駅前東一丁目から古川駅前東四丁目まで、古川駅前大通一丁目から古川駅前大通六丁目まで、古川駅前南一丁目から古川駅前南三丁目まで、古川大幡、古川大宮一丁目から古川大宮八丁目まで、古川金五輪一丁目、古川金五輪二丁目、古川川端、古川北稲葉一丁目から古川北稲葉三丁目まで、古川北町一丁目から古川北町五丁目まで、古川桑針、古川小稲葉町、古川幸町一丁目、古川幸町二丁目、古川境野宮、古川栄町、古川下中目、古川城西一丁目、古川城西二丁目、古川諏訪一丁目から古川諏訪三丁目まで、古川李塚一丁目から古川李塚三丁目まで、古川李塚、古川千手寺町一丁目、古川千手寺町二丁目、古川台町、古川楡木、古川鶴ヶ塚、古川十日町、古川中里一丁目から古川中里六丁目まで、古川中里、古川中島町、古川七日町、古川西館一丁目から古川西館三丁目まで、古川二ノ構、古川東町、古川深沼、古川福浦一丁目から古川福浦三丁目まで、古川福浦、古川福沼一丁目から古川福沼三丁目まで、古川前田町、古川馬寄、古川三日町一丁目、古川三日町二丁目、古川南新町、古川南町一丁目から古川南町四丁目まで、古川藁口沼、古川宮内、古川師山
古川西交番	大崎市のうち 古川、古川荒田目、古川飯川、古川稲葉一丁目から古川稲葉四丁目まで、古川稲葉、古川大崎、古川上中目、古川柏崎、古川小泉、古川斎下、古川渋井、古川清水、古川塚目、古川堤根、古川中沢、古川新田、古川新沼、古川新堀、古川西荒井、古川引田、古川穂波一丁目から古川穂波八丁目まで、古川保柳、古川南沢、古川耳取、古川矢目、古川米倉、古川米袋、古川若葉町一丁目、古川若葉町二丁目
三本木交番	大崎市のうち 三本木、三本木秋田、三本木蟻ヶ袋、三本木伊賀、三本木伊場野、三本木音無、三本木上伊場野、三本木桑折、三本木斉田、三本木坂本、三本木新町一丁目、三本木新町二丁目、三本木高柳、三本木新沼、三本木蒜袋、三本木南谷地
鹿島台交番	大崎市のうち 鹿島台大迫、鹿島台木間塚、鹿島台平渡、鹿島台広長、鹿島台深谷、鹿島台船越
宮沢駐在所	大崎市のうち 古川川熊、古川小林、古川桜ノ目、古川宮沢
	大崎市のうち

長岡駐在所	古川荒谷、古川小野、古川沢田、古川長岡、古川休塚（舞台（2番地から8番地まで、10番地、11番地、13番地から33番地まで及び35番地から42番地まで）及び後田（3番地の1、3番地の2、4番地、5番地、10番地、11番地及び12番地の2））
富永駐在所	大崎市のうち 古川上埜、古川狐塚、古川下谷地、古川富長、古川長岡針、古川渕尻、古川馬櫛、古川馬放、古川休塚（舞台（2番地から8番地まで、10番地、11番地、13番地から33番地まで及び35番地から42番地まで）及び後田（3番地の1、3番地の2、4番地、5番地、10番地、11番地及び12番地の2）を除く。）
清滝駐在所	大崎市のうち 古川雨生沢、古川北宮沢、古川清滝、古川清水沢
松山駐在所	大崎市のうち 松山金谷、松山下伊場野、松山須摩屋、松山千石、松山次橋、松山長尾
田尻駅前駐在所	大崎市のうち 田尻、田尻大沢、田尻大嶺、田尻北小牛田、田尻北高城、田尻北牧ノ目、田尻小塩、田尻小松、田尻桜田高野、田尻諏訪峠、田尻通木、田尻中ノ目、田尻沼木、田尻沼部、田尻八幡
大貫駐在所	大崎市のうち 田尻大貫、田尻蕪栗

遠田警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	遠田郡美里町のうち 青生、一本柳、内役田、駅東一丁目から駅東三丁目まで、学田、上新田、勘堂、北浦一丁目、北浦（大口、彫堂、駒米、大田、船入、丁名塚、埜沼、川戸浦、北田、念仏橋、清水谷地、遠門、蜂谷森、前田、待江、姥ヶ沢、笹館、山前及び東谷地）、北原、狐山、化粧坂、小桜、後藤江、小沼、小沼添、小町井、妻の神、桜木町、塩釜、塩釜添、志賀町一丁目から志賀町三丁目まで、志賀殿、下境、叔廼前、上意江、新一本柳、新小沼、新妻の神、新大所、新原田、新藤ヶ崎、新峯山、砂子田、素山町、大所、高田、塔ノ越、中役田、西館、藤ヶ崎一丁目、藤ヶ崎、藤ヶ崎町、二ツ檀、待井、峯山、峯山浦、役田
涌谷幹部交番	遠田郡涌谷町のうち 猪岡短台、小里、太田、成沢、笹岳及び吉住を除く。
小牛田駐在所	遠田郡美里町のうち 牛飼、北浦（原前、新原、原、天王筒、下新田及び新橋本）、南小牛田
北浦駐在所	遠田郡美里町のうち 北浦（大口、彫堂、駒米、大田、船入、丁名塚、埜沼、川戸浦、北田、念仏橋、清水谷地、遠門、蜂谷森、前田、待江、姥ヶ沢、笹館、山前、東谷地、原前、新原、原、天王筒、下新田及び新橋本を除く。）、関根
中埜駐在所	遠田郡美里町のうち 荻埜、中埜、中高城、成田、平針、南高城

猪岡駐在所	遠田郡涌谷町のうち 猪岡短台、篋岳、吉住
小里駐在所	遠田郡涌谷町のうち 小里、太田、成沢
南郷駐在所	遠田郡美里町のうち 大柳、木間塚、名鱈、二郷、練牛、福ヶ袋、和多田沼

若柳警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	栗原市のうち 若柳（川南（堤通、上堤、堤下、新堤下、南大通、颯壁前、弥伝治、上小太郎、袋、戸ノ西、南町、町浦、道伝前、子々松、川原、川原前、二又、二又前、新街道下、正六江、内小太郎、中ノ目、下小太郎、八幡、三間堀向、上大目、上大目前、下大目、下大目前、江尻、砂原、新砂原、北谷地、内江尻及び土手外）、川北、大林及び福岡）
栗駒交番	栗原市のうち 栗駒岩ヶ崎、栗駒里谷、栗駒猿飛来、栗駒鳥沢（大山下、山子下及び山神を除く。）、栗駒中野（廻立、新廻立、中屋敷（一部）、大仏、籠田、新籠田、貝ヶ森、欠下、上河原、新上河原、玉ノ井、鍛冶屋、地藏堂及び愛宕を除く。）、栗駒深谷
有賀駐在所	栗原市のうち 若柳有賀、若柳武鎗
畑岡駐在所	栗原市のうち 若柳（上畑岡、下畑岡及び川南（柴ノ脇、北沼田、南沼田、八木、八木東、葉ノ木、天神、八木前、東谷地、南谷地、新田東、新田西、杭ヶ浦及び外小太郎））
金成駐在所	栗原市のうち 金成姉齒、金成稻荷前、金成入生田、金成入ノ沢、金成祝、金成後長根沢、金成宇南崎、金成狼ノ沢、金成大久保沢、金成大梨、金成大原木、金成大平、金成翁沢、金成翁留、金成小堤、金成小迫、金成金山沢、金成上富田、金成髪長、金成上町、金成上町西裏、金成上町東裏、金成金生、金成熊ノ下、金成源太郎、金成黄金田、金成桜町、金成沢辺、金成清水田、金成下富田、金成下沼田、金成新金生、金成新桜町、金成新町、金成新町裏、金成台畑、金成大林寺沢、金成館下、金成津久毛、金成鏝瓦、金成長館、金成長根沢、金成長根前、金成中町、金成中町西裏、金成梨崎、金成爪木沢、金成日向、金成日向田、金成平治屋敷、金成奉公田、金成干谷沢、金成三沢、金成宮前、金成山中堤下、金成横広、金成四ツ屋敷
有壁駐在所	栗原市のうち 金成赤児、金成有壁、金成片馬合、金成末野、金成普賢堂、金成藤渡戸
尾松駐在所	栗原市のうち 栗駒泉沢、栗駒稻屋敷、栗駒芋塚、栗駒片子沢、栗駒栗原、栗駒桜田、栗駒菱沼、栗駒嶺崎、栗駒八幡、栗駒渡丸
	栗原市のうち 栗駒鳥沢（大山下、山子下及び山神）、栗駒中野（廻立、新廻

沼倉駐在所	立、中屋敷（一部）、大仏、籠田、新籠田、貝ヶ森、欠下、上河原、新上河原、玉ノ井、鍛冶屋、地藏堂及び愛宕）、栗駒沼倉、栗駒松倉
文字駐在所	栗原市のうち 栗駒文字
鶯沢駐在所	栗原市のうち 鶯沢北郷、鶯沢南郷、鶯沢袋

築館警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	栗原市のうち 築館（赤坂、萩沢、萩沢前、加倉前、留場、成田、沢入、館下、下待井、荒田沢、境田、小淵、佐野原、高森、左足、南沢、館沢、赤沢、新後沢及び下宮野（桜町、砂田及び中田））、築館青野、築館伊豆一丁目から築館伊豆四丁目まで、築館木戸、築館源光、築館新田、築館高田一丁目から築館高田三丁目まで、築館藤木、築館宮野中央一丁目（1番から15番まで）、築館宮野中央二丁目（1番から7番まで及び10番）、築館宮野中央三丁目、築館薬師一丁目から築館薬師四丁目まで、築館薬師台
瀬峰駐在所	栗原市のうち 瀬峰赤渕、瀬峰愛宕、瀬峰愛宕南、瀬峰荒町、瀬峰泉谷、瀬峰泉谷南、瀬峰伊勢堂、瀬峰一番江、瀬峰牛渕、瀬峰牛渕前、瀬峰後谷地、瀬峰大境前、瀬峰大境山、瀬峰大百川、瀬峰大屋敷、瀬峰大屋敷前、瀬峰大鰐谷、瀬峰沖の畑、瀬峰沖の前、瀬峰折越浦、瀬峰蒲盛、瀬峰上沢田、瀬峰神田、瀬峰上富川原、瀬峰上富前、瀬峰上野沢、瀬峰上藤、瀬峰上屋敷、瀬峰刈安沢、瀬峰川ノ畑、瀬峰川前、瀬峰岩石、瀬峰北ノ沢、瀬峰北谷地、瀬峰薬沢西、瀬峰薬沢東、瀬峰熊野堂、瀬峰荒神堂、瀬峰高土山、瀬峰小関、瀬峰小深沢、瀬峰在家前、瀬峰坂ノ下浦、瀬峰坂下前、瀬峰坂ノ下前北、瀬峰三代、瀬峰三代下、瀬峰三番江、瀬峰柴ノ脇、瀬峰清水沢、瀬峰清水山、瀬峰清水山前、瀬峰下田、瀬峰下富川原、瀬峰下富前、瀬峰下野沢、瀬峰下の前、瀬峰下藤沢、瀬峰下前沢、瀬峰下谷地、瀬峰十王堂、瀬峰十王堂前、瀬峰新愛宕南、瀬峰新後谷地、瀬峰新下の前、瀬峰新下田、瀬峰新下藤沢、瀬峰新神明南、瀬峰新瀬嶺、瀬峰新蔵王、瀬峰新道東、瀬峰新中田、瀬峰新船橋、瀬峰新堀、瀬峰神明、瀬峰神明浦、瀬峰神明南、瀬峰水門前、瀬峰諏訪原、瀬峰蔵王、瀬峰大黒塚前、瀬峰壇ノ越、瀬峰力石、瀬峰長者原、瀬峰鶴巻、瀬峰寺浦、瀬峰寺沢、瀬峰天神、瀬峰天神下、瀬峰筒ヶ崎、瀬峰筒場、瀬峰富要害、瀬峰中三番江、瀬峰長根、瀬峰中ノ口、瀬峰中藤、瀬峰新井堤下、瀬峰新井堀、瀬峰新井屋敷、瀬峰西川原、瀬峰西原、瀬峰西原前、瀬峰新田沢、瀬峰二番江、瀬峰沼田、瀬峰根岸、瀬峰根岸前、瀬峰野沢、瀬峰野沢前、瀬峰除、瀬峰橋本浦、瀬峰八幡、瀬峰八幡前、瀬峰原田、瀬峰樋口山、瀬峰樋渡、瀬峰樋渡川原、瀬峰樋渡前、瀬峰福田、瀬峰福田浦、瀬峰福田南、瀬峰袋沢、瀬峰藤沢瀬嶺、瀬峰藤沢要害、瀬峰藤田、瀬峰二ツ谷、瀬峰二又、瀬峰船橋、瀬峰船橋前、瀬峰堀籠、瀬峰堀籠川原、瀬峰前沢、瀬峰町田、瀬峰町田前、瀬峰南谷地、瀬峰宮小路原西、瀬峰宮小路原東、瀬峰宮田、瀬峰本寺、瀬峰桃生田、瀬峰桃生田前、瀬峰薬師堂前、瀬峰谷地田、瀬峰山崎前、瀬峰要害前、瀬峰横名堤下、瀬峰横森前、瀬峰四ツ壇
	栗原市のうち

<p>高清水駐在所</p>	<p>高清水赤坂、高清水上沢、高清水揚沢、高清水浅野、高清水浅野前、高清水愛宕、高清水穴田、高清水新町、高清水石神、高清水石沢、高清水石沢浦、高清水石沢浦東、高清水石沢前、高清水板橋、高清水一本松、高清水浦柏木、高清水浦木戸、高清水浦西田、高清水浦の沢、高清水浦南沢、高清水雲安、高清水運難、高清水大沢、高清水大西、高清水大日向、高清水沖、高清水乙牧堀、高清水小山下、高清水小山田、高清水折木、高清水覚満寺、高清水覚満寺台、高清水覚満寺前、高清水欠屋敷、高清水影の沢、高清水柏木、高清水桂葉、高清水金井神、高清水蟹沢尻、高清水上折木、高清水上桂葉、高清水上京ヶ崎、高清水上佐野、高清水上関の田、高清水上外沢田、高清水賀美田、高清水上台下、高清水上竹の内、高清水上筒の口、高清水上萩田、高清水神原、高清水萱刈、高清水刈込沢、高清水川崎、高清水川南、高清水川向田、高清水川原、高清水川前、高清水関所抜、高清水観音沢、高清水観音堂、高清水雉子畑、高清水北甚六原、高清水北原、高清水狐穴、高清水京ヶ崎、高清水京ヶ崎穴田、高清水京の沢、高清水崩目、高清水熊野、高清水熊野堂、高清水久保田、高清水桑田、高清水甲牧堀、高清水五輪、高清水境田、高清水桜丁、高清水五月田、高清水佐野沢田、高清水佐野丁、高清水猿楽田、高清水沢、高清水沢田、高清水地蔵田、高清水下町、高清水清水権現、高清水清水権現下、高清水下折木、高清水下柏木、高清水下京ヶ崎、高清水下佐野、高清水下関の田、高清水下竹の内、高清水下田、高清水下台下、高清水下中の茎、高清水宿の沢、高清水十二神、高清水勝負ヶ町、高清水新赤坂、高清水新小山下、高清水新覚満寺、高清水新桂葉、高清水新萱刈、高清水新刈沼、高清水新狐穴、高清水新京ヶ崎、高清水新佐野、高清水新沢田、高清水新清水権現、高清水新勝負ヶ町、高清水新神明、高清水新透川、高清水新関の田、高清水新千神、高清水新荆田、高清水新田、高清水新筒の池、高清水新中島、高清水新中の茎、高清水新西石沢前、高清水新西神原、高清水新西熊野堂、高清水新南沢、高清水神明、高清水新竜泉寺浦、高清水透川、高清水堰向、高清水千神、高清水千刈高田、高清水善光寺、高清水前棚、高清水膳棚、高清水袖山、高清水外沢田、高清水太子堂、高清水高田、高清水高田岡田、高清水竹の内、高清水立街道、高清水大寺、高清水台町、高清水辰の口、高清水田中、高清水壇前、高清水長福寺、高清水堤下、高清水鶴巻、高清水丁神明、高清水丁牧堀、高清水手取、高清水寺前、高清水天神浦、高清水天神堂、高清水天王沢、高清水筒の池、高清水筒の口、高清水豊田、高清水中江、高清水中里、高清水中佐野、高清水中の茎、高清水中の沢、高清水中袋、高清水中町、高清水長畑、高清水長町、高清水西雲安、高清水西刈沼、高清水西川崎、高清水西川原、高清水西久保田、高清水西沢田、高清水西善光寺、高清水西手取、高清水西中里、高清水忽滑、高清水忽滑沢、高清水原、高清水原下、高清水原田、高清水日影、高清水東浦、高清水東刈沼、高清水東久保田、高清水東善光寺、高清水東館、高清水日向、高清水広表、高清水広畑、高清水福塚、高清水二ツ井戸、高清水瀏際、高清水不動寺前、高清水丙神明、高清水丙牧堀、高清水戊神明、高清水前田、高清水前谷地、高清水町田、高清水松の木沢田、高清水松原、高清水御影、高清水水押、高清水水の手、高清水道下、高清水三森、高清水南観音、高清水南沢、高清水南甚六原、高清水南原、高清水宮脇、高清水向野、高清水仰返り、高清水向田、高清水室の木、高清水明官、高清水本町、高清水本道、高清水茂路具多、高清水八重壁、高清水要の森、高清水横手、高清水来光沢、高清水竜泉寺浦、高清水若宮</p>
<p>玉沢駐在所</p>	<p>栗原市のうち 築館（照越、築館、蟹沢、八沢、太田、横須賀、曾内浦、曾内前、中田及び新午房森）</p>

志波姫駐在所	<p>栗原市のうち 志波姫上戸南、志波姫荒町北、志波姫荒町南、志波姫伊豆野、志波姫上沖、志波姫上里、志波姫蔵場南、志波姫刈敷、志波姫刈敷新治郎、志波姫北伊豆野、志波姫北郷、志波姫北堀口、志波姫芝の脇南、志波姫下沖、志波姫下里、志波姫城内北、志波姫城内南、志波姫新上戸、志波姫新大江北、志波姫新大谷地、志波姫新刈敷、志波姫新川の口、志波姫新熊谷、志波姫新徳富、志波姫新糠塚、志波姫新中沖、志波姫新沼崎、志波姫新橋本、志波姫新馬場、志波姫新原、志波姫新日向、志波姫新聞海、志波姫新八樟、志波姫台東、志波姫大門南、志波姫高畑浦、志波姫館浦、志波姫館輪、志波姫戸崎北、志波姫戸崎南、志波姫中沖、志波姫西沖、志波姫沼崎、志波姫花崎西、志波姫花崎東、志波姫東沖、志波姫堀口、志波姫堀口沖、志波姫間内東、志波姫南伊豆野、志波姫南郷、志波姫南堀口、志波姫南八樟、志波姫八樟、志波姫八樟沖、志波姫八樟北、志波姫要害東、志波姫横峰浦</p>
富野駐在所	<p>栗原市のうち 築館（城生町、黒瀬、黒瀬沖、新鹿島前、上宮野、下宮野（桜町、砂田及び中田を除く。）、芋塚、横名下、富川添及び光屋敷）、築館宮野中央一丁目（16番）、築館宮野中央二丁目（8番及び9番）</p>
花山駐在所	<p>栗原市のうち 花山</p>
一迫駐在所	<p>栗原市のうち 一迫、一迫片子沢岩下、一迫片子沢兎沢、一迫片子沢上権平、一迫片子沢川南、一迫片子沢小横道、一迫片子沢妻の神、一迫片子沢外の沢、一迫片子沢大百刈、一迫片子沢堤ヶ沢、一迫片子沢鶴ヶ沢、一迫片子沢原田、一迫片子沢六百刈、一迫北沢青符、一迫北沢秋山、一迫北沢油ヶ沢、一迫北沢一本松、一迫北沢一本松北、一迫北沢入の沢、一迫北沢裏の沢、一迫北沢漆垣、一迫北沢運南、一迫北沢玉沢、一迫北沢大沢、一迫北沢大又、一迫北沢垣の内、一迫北沢金沢、一迫北沢上大又、一迫北沢北又、一迫北沢佐野、一迫北沢沢田、一迫北沢山居、一迫北沢下長田、一迫北沢十文字、一迫北沢白山、一迫北沢新大沢、一迫北沢新沢田、一迫北沢新白山、一迫北沢新大辻、一迫北沢新田沢、一迫北沢新日向、一迫北沢新町田、一迫北沢梶の沢、一迫北沢洲崎、一迫北沢大辻、一迫北沢高穴沢、一迫北沢高田、一迫北沢辰の口、一迫北沢田中、一迫北沢鼓田、一迫北沢寺沢、一迫北沢天拝、一迫北沢西沢田、一迫北沢西田、一迫北沢西原、一迫北沢二本松、一迫北沢野山、一迫北沢畑、一迫北沢半金沢、一迫北沢東沢田、一迫北沢日向、一迫北沢平林北、一迫北沢平林南、一迫北沢不動、一迫北沢町田、一迫北沢松木田、一迫北沢的場、一迫北沢南又、一迫北沢明神下、一迫北沢室の沢、一迫北沢山崎、一迫北沢山崎裏、一迫北沢山館、一迫北沢類子、一迫狐崎稲荷前、一迫狐崎内の目、一迫狐崎浦の沢、一迫狐崎浦の沢前、一迫狐崎大坂浦、一迫狐崎大坂前、一迫狐崎大堰原、一迫狐崎大日向、一迫狐崎川崎浦、一迫狐崎切付、一迫狐崎久保田、一迫狐崎小松原、一迫狐崎次郎、一迫狐崎新高屋敷前、一迫狐崎新田、一迫狐崎新山崎前、一迫狐崎鈴木、一迫狐崎鈴木前、一迫狐崎膳店、一迫狐崎平、一迫狐崎高屋敷、一迫狐崎高屋敷前、一迫狐崎滝の沢、一迫狐崎館前、一迫狐崎仲兵衛浦、一迫狐崎忠兵衛浦前、一迫狐崎堤下、一迫狐崎寺前、一迫狐崎天神下、一迫狐崎伝助沢、一迫狐崎堂の沢、一迫狐崎中荒田、一迫狐崎中荒田前、一迫狐崎狭土手、一迫狐崎橋本前、一迫狐崎鉢森前、一迫狐崎八甫、一迫狐崎妙円、一迫狐崎山崎前、一迫狐崎与六浦、一迫狐崎六郎沢、一迫真坂、一迫柳目</p>

鳴子警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	大崎市のうち 鳴子温泉
岩出山交番	大崎市のうち 岩出山（上東昌寺沢、下東昌寺沢、保土沢、蛭沢、大学町、城山、二ノ構、東川原町、松沢、上川原北、上川原南、新上川原、上川原町、下川原町、浦小路、東川原、船場、通丁、木通沢、上金沢、下金沢、下川原、重蔵、上中江、畑田、源兵衛、東御名掛、西御名掛、前毘沙門、采女、轟、丸山、細峯、新細峯、新通丁、毘沙門）、岩出山上野目、岩出山下一栗（片岸浦の一部のみ。）、岩出山下野目、岩出山南沢
鬼首駐在所	大崎市のうち 鳴子温泉鬼首
真山駐在所	大崎市のうち 岩出山（上真山落合、上真山一本橋、上真山小倉、上真山荷坂下、上真山荷坂向、上真山仲居、上真山六田、上真山松沢、上真山土橋、上真山神明、上真山八幡、上真山上山田、上真山中山田、上真山下山田、上真山田子谷、上真山種蒔、上真山下汀、上真山上汀、上真山沓縫、上真山新田、上真山熊沢、上真山山崎、上真山黒松、上真山機織、上真山菅ノ沢、上真山菅沢馬館、上真山浦前、上真山台田、上真山北沢、上真山西風北沢、上真山日向北沢、上真山野山、上真山北堂ノ沢、上真山日向堂ノ沢、上真山堂ノ沢、上真山南堂沢、上真山清水、上真山荒井沢、上真山田中、上真山外道、上真山下外道、上真山寺屋敷、上真山要害、上真山要害向、上真山日向要害、上真山金谷、上真山下金谷、上真山折ノ口、上真山金堀、上真山金堀長原、上真山松ケ崎、上真山長橋、上真山反目、上真山団子沢、上真山出籠、上真山沢、上真山上南沢、上真山南沢、上真山坊帰、上真山坊帰日向、上真山南山崎、上真山街道上、上真山沢田、上真山赤新田日向、上真山九十田、上真山袖山、上真山欠、上真山西、葛岡野沢、葛岡檜津、葛岡南無田、葛岡大師田、葛岡高田、葛岡早坂、葛岡岩ノ沢、葛岡中屋敷、葛岡柳田、葛岡二本松、葛岡樋田、葛岡要害、葛岡引沼、葛岡沼田、葛岡若宮、葛岡宮地、葛岡大沢田、葛岡館ノ下、葛岡宮ノ下、葛岡沢田、磯田岩下、磯田菅刈場、磯田折居沢、磯田急松、磯田脇屋敷、磯田田中、磯田館下、磯田北沢、磯田山際、磯田滑、磯田氏家館、磯田向田、磯田中館、磯田天神前、磯田天王前、磯田川戸沢、下真山穴ノ原、下真山運難、下真山久保田、下真山盛館、下真山盛館前、下真山細田、下真山馬伏谷、下真山北山、下真山日向、下真山古屋舗、下真山中里向、下真山中里、下真山六田、下真山六田前、下真山六田向、下真山大坪、下真山三十刈、下真山境田、下真山雲雀休、下真山清水、下真山横川、下真山巢崎、下真山明山、下真山落合、下真山筋沢、下真山小坪、下真山小坪西、下真山欠前、下真山袋、下真山黄金田、下真山黄金田前、下真山佐野、下真山黄金森、下真山中谷地、下真山力石、下真山力石北、下真山力石西、下真山馬場、下真山要害、下真山寺前、下真山天神、下真山天神前、下真山地蔵田、下真山田中、下真山下川原、下真山大畑、下真山沖、下真山諏訪山、下真山石神、下真山箱形、下真山宿沢、下真山宿沢西、下真山宿沢前、下真山諏訪原、下真山栗木沢、下真山小田沢、下真山八幡、下真山東、下真山南、下真山北)

池月駐在所	大崎市のうち 岩出山（上真山大森）、岩出山池月、岩出山下一栗（片岸浦の一部を除く。）
-------	---

加美警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	加美郡加美町のうち 赤塚、穴畑、一本杉、一本柳、一本柳南、岡町、押登目、鹿島、上狼塚、上川原、上多田川、雁原、北町、木伏、旧館、下狼塚、下川原、下多田川、下新田、白子田、城生、新川原、新木伏、住吉、雑式目、大門、百目木、菜切谷、西佳原、西田、西町、羽場、平柳、町裏、町西、南町、焼橋、薬師堂、矢越、四日市場
小野田駐在所	加美郡加美町のうち 石原、一里塚、上野原、上北浦、北寺宿、北ノ口、下北浦、下夕川原、下野目、下原、新小路、神山西、千刈田、長清水（雷屋敷、北雷屋敷、南雷屋敷、荒田、浦田、小泉谷地田及び高江）、月崎、照井、長檀、原（百貫屋敷、焼橋、焼橋東、焼橋浦、宮崎道下、空沼道下、高谷地西、高谷地屋敷、道端屋敷、中原、中原浦、南江端、檀原及び表芳谷地）、町屋敷、南小路、南寺宿
西小野田駐在所	加美郡加美町のうち 味ヶ袋、芋沢、漆沢、門沢、鹿原、上野目、小瀬、長清水（北、二ツ塚、長清水南及び大西）、原（三本松、松田、庄右エ門、八幡堂、八幡堂西、仁平屋敷、沢目田、櫓前、東、大曲浦、瀬清水、板橋、堤田、櫓東、長谷地、台崎南東、台崎西中、台崎西北、台崎屋敷、赤堀、反目、反目南、反目北、大谷地北浦、南原、街道端及び浦田）、原町、水芋屋敷
宮崎駐在所	加美郡加美町のうち 北川内、木舟、君ヶ袋、小泉、米泉、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、沼ヶ袋、孫沢、宮崎、谷地森、柳沢
四釜駐在所	加美郡色麻町のうち 王城寺（渡戸、渡戸南、山下（一部）、権三前（一部）、横内（一部）、横内沢、沢口、寺沢、駒込及び西原）、四釜（向町、上郷、二反田、字町、楓木町、狐塚、北谷地、北川原、町西、沼川原、町東、本郷、滝及び高台堂）
王城寺原駐在所	加美郡色麻町のうち 一の関、王城寺（弘台堂、八原、横内（一部）及び権三前（一部））、四釜（道命、除、東原、指浪、新指浪、袋、伝八及び大原）、大
清水駐在所	加美郡色麻町のうち 王城寺（山下（一部）及び沢口山）、黒沢、小栗山、志津、清水、高城、高根、平沢、吉田 加美郡加美町のうち 中嶋

大河原警察署

名 称	受 持 区 域

大河原駅前交番	柴田郡大河原町のうち 金ヶ瀬、堤、南平、新寺、東新町、広表及び緑町を除く。
柴田交番	柴田郡柴田町のうち 上名生、北船岡一丁目から北船岡三丁目まで、剣崎一丁目、剣崎二丁目、下名生、中名生、西船迫一丁目から西船迫四丁目まで、東船迫一丁目、東船迫二丁目、船岡、船岡新栄一丁目から船岡新栄六丁目まで、船岡中央一丁目から船岡中央三丁目まで、船岡土手内一丁目から船岡土手内三丁目まで、船岡西一丁目、船岡西二丁目、船岡東一丁目から船岡東四丁目まで、船岡南一丁目、船岡南二丁目、本船迫
金ヶ瀬駐在所	柴田郡大河原町のうち 金ヶ瀬、堤、南平、新寺、東新町、広表及び緑町
槻木駐在所	柴田郡柴田町のうち 入間田、海老穴、上川名、小成田、槻木、槻木駅西一丁目から槻木駅西三丁目まで、槻木上町一丁目から槻木上町三丁目まで、槻木下町一丁目から槻木下町三丁目まで、槻木白幡一丁目から槻木白幡五丁目まで、槻木新町一丁目、槻木西一丁目から槻木西三丁目まで、槻木東一丁目から槻木東三丁目まで、富沢、成田、葉坂、船迫、松ヶ越一丁目、松ヶ越二丁目、ゆずが丘一丁目、四日市場
川崎駐在所	柴田郡川崎町のうち 今宿（町尻、野上町、西林山、丸円、シシナゴ、下原、関堀下、清水前畑、清水山林、清水ソーデン畑、蟹沢、北原、川崎原、相原、下辺、銀杏木、川岸山、前坂、吠畑、松峯、古関、焼橋沢山、薬師堂山根下、松峯囲山根下、石橋、笹谷町、笹谷入神林山、道下及びスド）、大針、小野、川内、碁石、支倉、支倉台一丁目、前川（中町、裏丁、新町、伊勢原、中道北、館山、裏尻、本町、荒町、堀切、中原、北原、垣ノ内及び本屋敷）、本砂金
青根駐在所	柴田郡川崎町のうち 青根温泉、今宿（沼田、南立野、立野、土橋、垣ノ内、前畑、浦畑、沢田、川前畑、小山岸、西田、立野屋敷堂抜、立野東原、立野北原、青根道上、北沢山、湯埵、上ノ台、大塚山及び青根道下）、前川（名号下山、沼ノ平山、沼ノ平、六方、峨々、手代塚山、権現塚、松葉森山、腹帯、新腹帯、末原、枇杷落山、羽根落山、羽根坂山、柏崎、大手原、浪形、八沢、大森、大森南山、内林山、大同、中西、槻木、下原及び本城）
村田駐在所	柴田郡村田町

白石警察署

名 称	受 持 区 域
	白石市のうち 旭町一丁目から旭町七丁目まで、兎作、延命寺北、大川町、大平坂谷、大平中目、大平森合、大鷹沢大町、大鷹沢鷹巣、大鷹沢三沢、大手町、大畑一番、大畑二番、上金坪、上久保、上堰、北無双作、郡山、小下倉、寿山、沢端、沢端町、沢目、清水小路、十王堂前、城北町、白鳥一丁目から白鳥三丁目まで、白石沖、新館、新館町、不澄ヶ池、外河原、鷹巣、鷹巣西一丁目から鷹巣西三丁目まで、鷹巣東一丁目から鷹巣東四丁目まで、田町一丁目から田町三丁目まで、銚子ヶ森、寺屋敷前、堂場前

白石駅前交番	、中町、長町、西益岡町、祢宜内、八幡町、半沢屋敷西、半沢屋敷前、馬場、東小路、東町一丁目から東町六丁目まで、福岡蔵本（勝坂、平屋敷、滝ノ上、滝野原、岩ノ上、細野、原屋敷、南屋敷、田ノ入、北屋敷、西ノ原一番、西ノ原二番、西田、下屋敷、愛宕山、箱森、石神、南石神、箕輪田、大の坂、下台、東三合田、三合田一番、三合田二番、上川原、梁場、西坂、菅堀、滝下、下館、堂形、屋敷前、樋ノ口、一本木、下り川、西町、六本松一番、六本松二番、下り川一番、下り川二番、石神一番、石神二番、箕輪田一番及び箕輪田二番）、福岡長袋（石淵、天津沢北、沖、小倉山、鹿ノ屋敷、上ノ神明裏、上ノ神明前、河原沢、鍛冶屋敷北、久保、小森、小森山、沢ノ入、三部山、将棋石北、陣場屋敷、田上、田子屋敷、坪家沢裏、南部山、檜原山、永坂、沼田、箱堰、向ノ山及び湯殿山を除く。） 、益岡町、松ヶ丘一丁目、松ヶ丘二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘、南町一丁目、南町二丁目、本鍛冶小路、本町、柳川原、柳町、亙理町
鎌先駐在所	白石市のうち 福岡蔵本（鎌先一番、鎌先二番、上原、下原、狐峯一番、狐峯二番、作屋、田切、中原、上田切、逆川、源田、横町、念仏、亀ヶ坂、良口、陣場、狐壇、鍛冶屋敷、鍋石一番、鍋石二番、田中、笠松、南部屋敷、供養北、番小屋、茶園、尾籠、菅生田及び薬師堂）、福岡長袋（石淵、天津沢北、沖、小倉山、鹿ノ屋敷、上ノ神明裏、上ノ神明前、河原沢、鍛冶屋敷北、久保、小森、小森山、沢ノ入、三部山、将棋石北、陣場屋敷、田上、田子屋敷、坪屋沢裏、南部山、檜原山、永坂、沼田、箱堰、向ノ山及び湯殿山）、福岡深谷、福岡八宮
越河駐在所	白石市のうち 越河、斎川
白川駐在所	白石市のうち 白川
小原駐在所	白石市のうち 小原
宮駐在所	刈田郡蔵王町のうち 宮
遠刈田駐在所	刈田郡蔵王町のうち 円田（土浮山（1番地から65番地まで）及び釜沢）、遠刈田温泉
永野駐在所	刈田郡蔵王町のうち 円田（土浮山（1番地から65番地まで）釜沢、石橋、屋敷、寺西、泉屋敷、助六壇及び大畑を除く。）、塩沢、曲竹、矢附
平沢駐在所	刈田郡蔵王町のうち 円田（石橋、屋敷、寺西、泉屋敷、助六壇及び大畑）、小村崎、平沢
関駐在所	刈田郡七ヶ宿町のうち 湯原駐在所の受持区域を除く区域
湯原駐在所	刈田郡七ヶ宿町のうち 稲子、田中、峠田、東口、干蒲、茂ヶ沢、湯原

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	角田市のうち 小田、角田、梶賀（高畑南囲）、豊室、横倉
丸森交番	伊具郡丸森町のうち 大内、大張、耕野及び筆甫を除く。
枝野駐在所	角田市のうち 枝野、島田
桜駐在所	角田市のうち 梶賀（高畑南囲を除く。）、佐倉
藤尾駐在所	角田市のうち 尾山、藤田
東根駐在所	角田市のうち 小坂、坂津田、鳩原、平貫
北郷駐在所	角田市のうち 江尻、岡、君萱、神次郎、花島
西根駐在所	角田市のうち 稲置、笠島、毛萱、高倉
筆甫駐在所	伊具郡丸森町のうち 筆甫
大内駐在所	伊具郡丸森町のうち 大内
大張駐在所	伊具郡丸森町のうち 大張、耕野

亘理警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	亘理郡亘理町のうち 字榎袋、字鹿島、字上郡、字高屋、字鷲屋、字悠里、五日町、祝田、裏城戸、逢隈榎袋、逢隈鹿島、逢隈上郡、逢隈高屋（石堂東（常磐自動車道の東側地域）、北原、新釜、新篠子橋（常磐自動車道の東側地域）、新前原、新谷地（常磐自動車道の東側地域）、鳥西、鳥東、鳥南、鳥屋崎、中原及び前原を除く。）、逢隈鷲屋、逢隈下郡、逢隈神宮寺、逢隈蕨、上茨田、亀井戸、上町、北新町、旧館、桜小路、下小路、下茨田、台田、館南、道田西、中町、中町東、長瀬（長井戸、中篠、河原、平場、堂前、鹿野、砂取場、下釣、中釣、西谷地、八幡前、柴西、稲荷前、鳥飼、泉、下谷地、入山、曾根及び橋元）、新井町、堀の内、南新田、南町、吉田（池田、橋下、北田、大畑、大沢、宮前、作田、向山、中原、曾根下、松元、岩下、堰合、境、松崎、内谷、堂下、堂ノ入、北、西、南、大坂、畑中、一ノ坂、坂下、山下、谷地添、原下、原添及び畑尻）
田沢駐在所	亘理郡亘理町のうち 逢隈、逢隈牛袋、逢隈小山、逢隈十文字、逢隈田沢、逢隈中泉

浜吉田駅前駐在所	亶理郡亶理町のうち 字苺里、字苺浜、字吉田東、長瀬（南原、小橋、大橋、舟入、新海岸、大塚、上釣及びシツ込）、吉田（原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道上、道下、砂浜、南上、南中、南下、北上、北下、分残、上塚、下塚、北畑、北中、畑西、畑東、松ヶ崎山及び南須賀畑）
荒浜駐在所	亶理郡亶理町のうち 字荒浜、字鳥屋崎、字花苺、荒浜、逢隈高屋（石堂東（常磐自動車道の東側地域）、北原、新釜、新篠子橋（常磐自動車道の東側地域）、新前原、新谷地（常磐自動車道の東側地域）、鳥西、鳥東、鳥南、鳥屋崎、中原及び前原）
山下駐在所	亶理郡山元町のうち 浅生原（砂押を除く。）、大平、小平、高瀬（東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕土、西中耕土、中北耕土、北、梅田、蟹田、桜田、合戦原及び上土取場）、八手庭、山寺（山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、涌沢、堤山、日向、谷原、石垣、的場、南原、入山、石堂、赤坂、沼田、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南籠田、北籠田、大道及び新山）、鷺足
山下駅前駐在所	亶理郡山元町のうち 浅生原（砂押）、高瀬（下津土、北沼、松田、西北谷地、天王川、南中須賀、北中須賀、西須賀、狐須賀、笠野、杉田、椿、赤坂、界原、川津戸、新浜、下北耕土、諏訪原、東泉田、東北谷地、浜砂及び古谷地）、つばめの杜一丁目からつばめの杜五丁目まで、山寺（牛橋、北頭無、西牛橋、北泥沼、東泥沼、東坪路、北坪路、頭無、畑合、浜、西頭無、小平、大平、雁小屋、小谷地、東畑合及び須賀）
坂元駐在所	亶理郡山元町のうち 坂元、真庭

別表第5（第4条関係）

名 称	警 備 区 域
仙台空港警備派出所	仙台空港施設一円
水上警備派出所	宮城県内水上区域一円